北竜町公共施設再配置計画（案）

令和５年１月

北　竜　町

目 次

第１章 計画の概要 1
１-１ 計画の背景と目的 1
１-２ 計画の位置付け 1
１-３ 目指すべき施設のあり方や方針 2
第２章 対象施設の現状 3
２-１ 各施設の概要 3
２-２ 各施設の利用状況 18
第３章 整備方針・想定規模 19
３-１ 上位・関連計画における位置づけ 19
３-２ 各施設の整備方針 22
３-３ 想定規模 24
第４章 再配置計画 29
４-１ 機能配置の考え方 29
４-２ 整備計画 33
４-３ 跡地について 42
第５章 事業計画 43
５-１ 事業スケジュール 43
５-２ 概算事業費 44
５-３ 財源 44
５-４ 基金の活用 44

第１章 計画の概要

１-１ 計画の背景と目的

近年、本町においては、公共施設の老朽化が進み、大規模な改修や建替時期を迎えており、その改修や建替のためには多くの費用が必要となることが見込まれています。特に、役場庁舎や公民館、小中学校については、老朽化が進んでおり、維持管理費も増大している状況にあります。

また、人口減少や少子高齢化の進行などにより、町民や利用者のニーズが多様化しつつある一方で、税収など収入の減少や社会保障費の増加なども見込まれ、財政的にも大変厳しい状況にあります。こうしたことから公共施設を維持・更新するための財源が不足し、現在ある公共施設をすべて維持・更新することは困難な状況となっています。

このような状況の中、将来にわたって持続可能な公共サービスを維持していくためには、今ある公共施設の集約化や統廃合によって施設の保有量を減らし、公共施設の維持・更新費用をいかにして適正な水準に抑えていくかが喫緊の課題となっています。

そこで、本町では、町民の利便性向上や、各施設機能・教育環境の充実、そして、中長期の財政負担の軽減を図るとともに、学校施設整備をはじめとした町中心部における公共施設の集約・再編などを計画的に推進するため、その方針や構想について定める北竜町公共施設再配置計画を策定します。

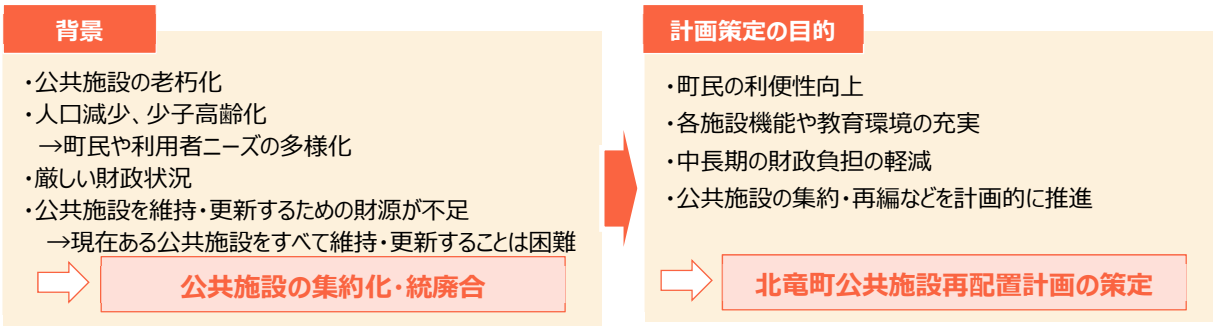

図 計画策定の背景と目的

１-２ 計画の位置付け

本計画は、町の上位計画である「北竜町総合計画」や「北竜町まち・ひと・しごと総合戦略」、「北竜町公共施設等総合管理計画」を踏まえながら、「北竜町個別施設計画」「北竜町学校施設長寿命化計画」との整合を図ります。

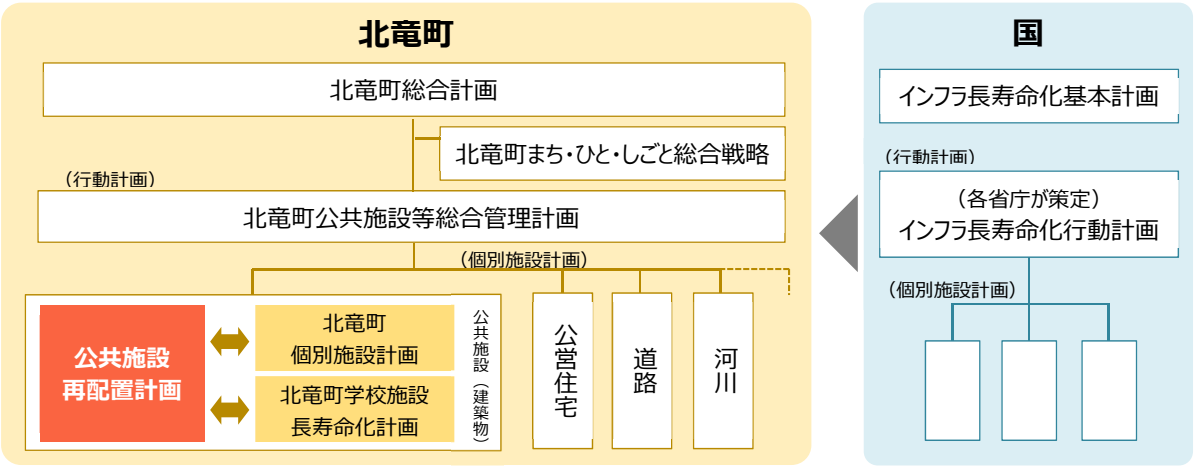

図 計画の位置づけ

1-3 目指すべき施設のあり方や方針

■公共施設等総合管理計画(平成 29 年 3 月)

町民ニーズの量や質の変化を適切に捉え、総合的で効率的・効果的な施設運営が求められていることから、「量」と「質」及び「コスト」の視点から公共施設を見直します。「量の見直し」として、施設の廃止・集約化により施設規模の縮小を行い複合化・多機能化を図ります。「質の見直し」として、町民が求める機能を把握するため住民ワークショップを開催するとともに民間ノウハウの活用を検討します。「コストの見直し」として、建て替えせずに維持する施設においては、長寿命化を行うことで予防保全による管理費の削減を検討し、更新施設においては、複合化を行うことで事業費の削減を検討します。

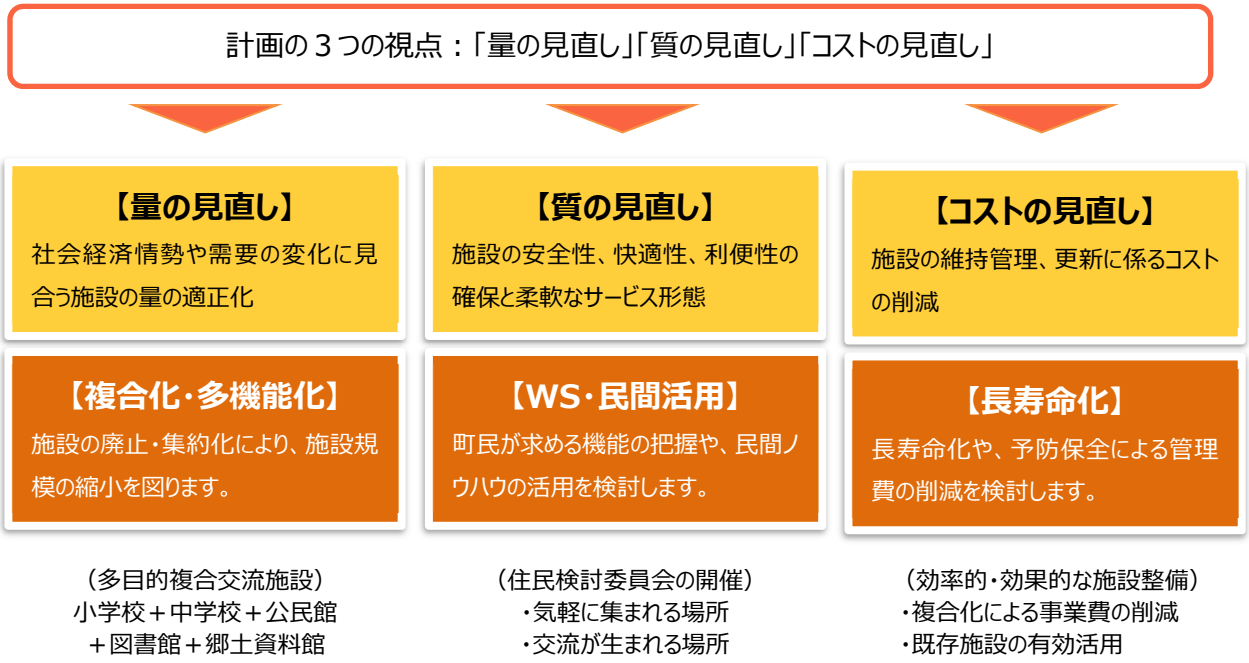

図　目指すべき施設のあり方や方針

第２章 対象施設の現状

2-1 各施設の概要

2-1-1 対象施設

本計画で対象とする施設は、真竜小学校や北竜中学校などの学校施設をはじめ、町中心部に位置する合同庁舎等の行政系施設や公民館、図書館、郷土資料館の文化施設といった 25 の施設を対象とします。

表 対象施設一覧

番号	分類	建物名	経過年数	老朽度	構造	延床面積（㎡）	耐震化要否
1	学校	真竜小学校（校舎）	50	106%	RC	2,647	実施済
2		真竜小学校（体育館）	50	106%	SRC	751	実施済
3		北竜中学校（校舎）	45	96%	RC	2,606	実施済
4		北竜中学校（体育館）	45	96%	SRC	880	実施済
5		北竜中学校屋外物置・部室	19	127%	W	109	不要
6	文化施設	公民館	49	98%	RC	1,393	未実施
7	図書館	図書館	34	68%	RC	282	不要
8	博物館等	郷土資料館	34	68%	RC	250	不要
9	庁舎等	合同庁舎	59	118%	RC	1,434	未実施
10	庁舎等	町長車車庫（１棟２台）	21	84%	LGS	52	不要
11		公用車車庫１（１棟５台）	3	12%	LGS	81	不要
12		公用車車庫２（１棟５台）	24	96%	LGS	81	不要
13		公用車車庫３（１棟３台）	21	84%	LGS	49	不要
14	消防施設	深川消防署北竜支署	42	84%	RC	474	実施済
15	その他行政系施設	山車格納庫	29	116%	LGS	36	不要
16	保健施設	すこやかセンター	21	45%	RC	1,954	不要
17	ｽﾎﾟｰﾂ施設	農村環境改善センター	44	88%	RC	1,845	実施済
18	その他行政系施設	車輌センター	44	142%	S	355	不明
19		車輌センター詰所	44	183%	W モルタル	42	不明
20		スクールバス車庫	38	123%	S	111	不要
21		デイサービスバス車庫	30	97%	S	45	不要
22		水防倉庫	41	273%	W モルタル	118	不明
23	集会施設	ひまわり青年会館	51	232%	W	265	不明
24	高齢福祉施設	老人憩の家	47	214%	W	344	不明
25	公営住宅	和本町団地公営住宅（1～4 号）	34	49%	RC	281	不要

※青字：老朽化率 100%以上の施設

2-1-2 施設の位置

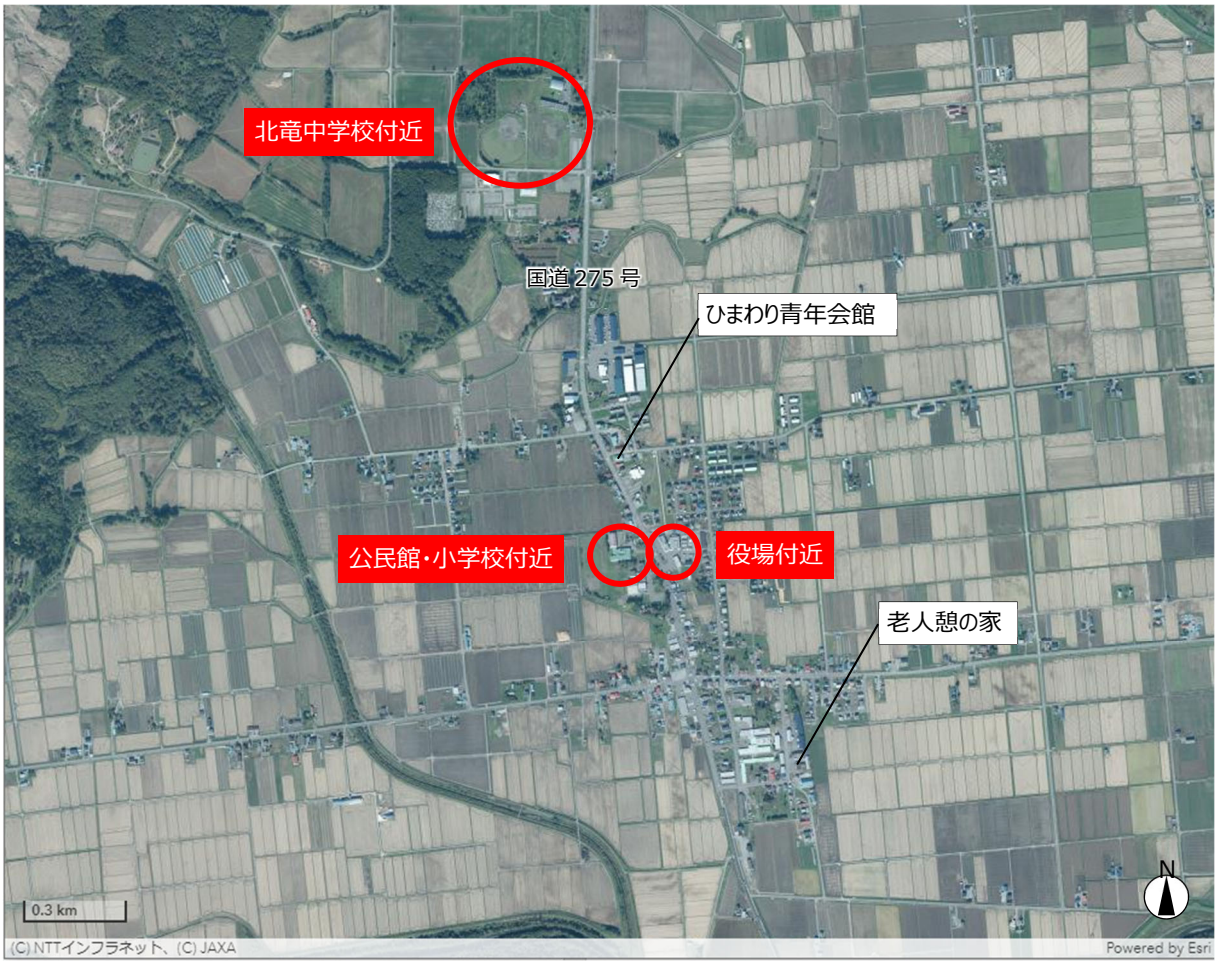

図　施設位置（広域）

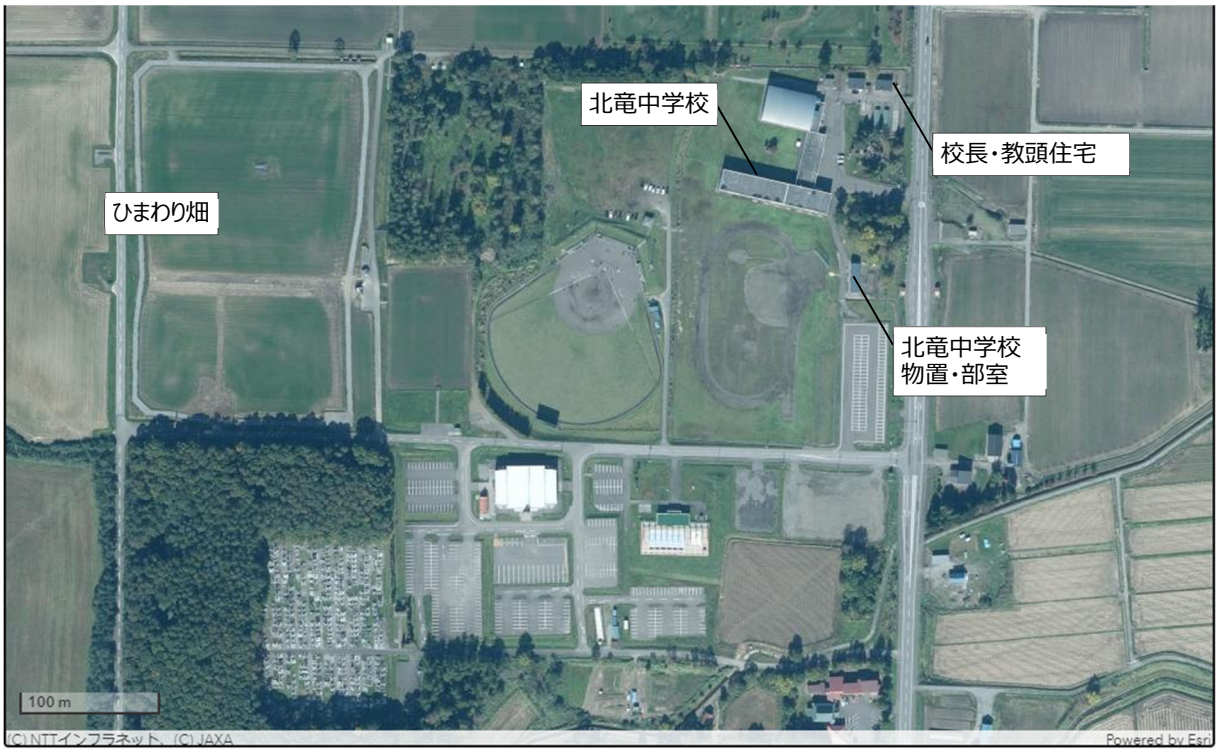

図　施設位置（北竜中学校付近）

図　施設位置（真竜小学校･役場付近）

2-1-3 各施設の概要

対象施設のうち、特に再配置検討の主要施設である、真竜小学校及び北竜中学校をはじめ、町中心部に位置する公民館、図書館・郷土資料館、農村環境改善センター、合同庁舎・すこやかセンターの施設概要を整理します。

（1）真竜小学校

図　真竜小学校　校舎外観

図　真竜小学校　体育館外観

表　真竜小学校　面積表

室名	機能	室数	面積(㎡)
教室	普通教室	6	365
特別支援教室	普通教室	4	181
図工室	特別教室	1	61
パソコン教室	特別教室	1	60
視聴覚室【教材室】	特別教室	1	64
理科室	特別教室	1	64
家庭科室	特別教室	1	71
家庭科準備室	特別教室	1	26
図書室	特別教室	1	110
音楽準備室	特別教室	1	30
音楽室	特別教室	1	80
放送室【打合せスペース】	特別教室	1	31
職員室	管理ゾーン	1	107
応接室【会議室】	管理ゾーン	1	31
校長室	管理ゾーン	1	31
保健室	管理ゾーン	1	59
物置	管理ゾーン	1	24
機械室	管理ゾーン	1	40
公務補室	管理ゾーン	1	16
当直室【職員更衣室】	管理ゾーン	1	16
男子職員トイレ	管理ゾーン	1	10
女子職員トイレ	管理ゾーン	1	6
職員玄関	管理ゾーン	1	29
計			1515

室名	機能	室数	面積(㎡)
屋内体育館	体育館	1	540
ステージ	体育館	1	43
観覧席	体育館	1	88
器具庫	体育館	1	26
物品庫	体育館	2	15
女子更衣室	体育館	1	13
男子更衣室	体育館	1	13
男子トイレ	共用ゾーン	2	52
女子トイレ	共用ゾーン	2	54
手洗い・水飲み場	共用ゾーン	2	20
階段	共用ゾーン	5	108
廊下	共用ゾーン		643
裏口玄関	体育館	1	13
玄関ホール	共用ゾーン	1	170
生徒玄関	共用ゾーン	1	86
計			1884

※【　】内は現在の室名

合計	3398

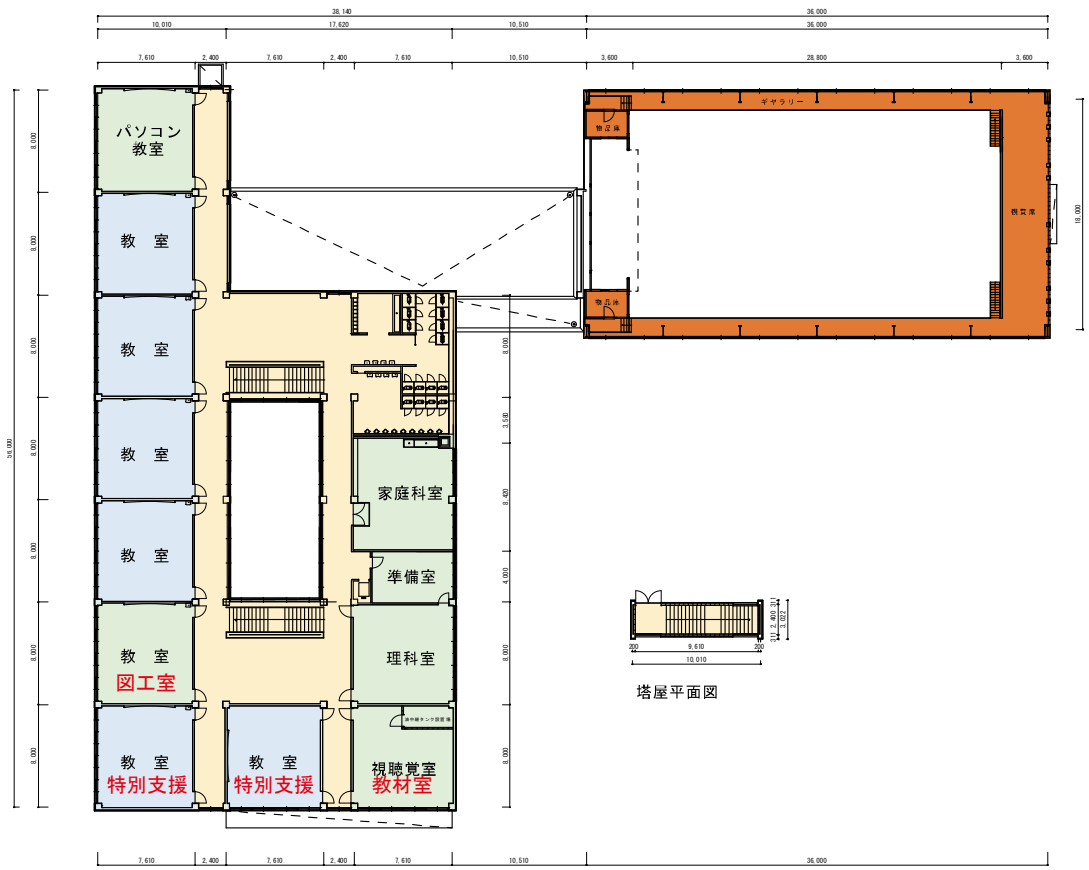

【2 階】

【1 階】

図　真竜小学校　平面図

（２）北竜中学校

図　北竜中学校　校舎外観

図　北竜中学校　体育館外観

表　北竜中学校　面積表

室名	機能	室数	面積(㎡)
教室	普通教室	4	256
パソコン教室	特別教室	1	128
視聴覚室	特別教室	1	96
理科室	特別教室	1	96
理科準備室	特別教室	1	32
家庭科室【調理室】	特別教室	1	98
家庭科準備室	特別教室	1	32
被服室	特別教室	1	96
図書室	特別教室	1	98
音楽準備室	特別教室	1	28
音楽室	特別教室	1	98
美術室	特別教室	1	96
美術準備室	特別教室	1	32
技術室・木工室	特別教室	1	108
技術室【倉庫】	特別教室	1	66
技術準備室	特別教室	1	24
放送室	特別教室	1	7
スタジオ	特別教室	1	40
前室（放送室横）	特別教室	1	8
物品庫	管理ゾーン	1	28
油中継タンク設置場	管理ゾーン	2	21
職員室	管理ゾーン	1	98
校長室	管理ゾーン	1	64
相談室【書庫】	管理ゾーン	1	19
準備室【生徒会室】	管理ゾーン	1	28
教材室【相談室】	管理ゾーン	1	14
保健室	管理ゾーン	1	32
用務員室	管理ゾーン	1	14
湯沸室	管理ゾーン	1	7
男子職員トイレ	管理ゾーン	1	7
女子職員トイレ	管理ゾーン	1	7
生徒玄関体育館側	管理ゾーン	1	7
計			1784

室名	機能	室数	面積(㎡)
屋内体育館	体育館	1	646
ステージ	体育館	1	70
控室	体育館	2	32
器具庫	体育館	1	27
女子更衣室	共用ゾーン	2	20
男子更衣室	共用ゾーン	2	20
男子トイレ	共用ゾーン	3	42
女子トイレ	共用ゾーン	3	41
手洗い・水呑場	共用ゾーン	6	56
階段	共用ゾーン	3	101
廊下	共用ゾーン	－	446
裏口玄関	共用ゾーン	1	7
玄関ホール	共用ゾーン	1	89
風除室	共用ゾーン	2	41
生徒玄関・職員玄関	共用ゾーン	1	64
計			1702

【 】内は現在の室名

合計	3486

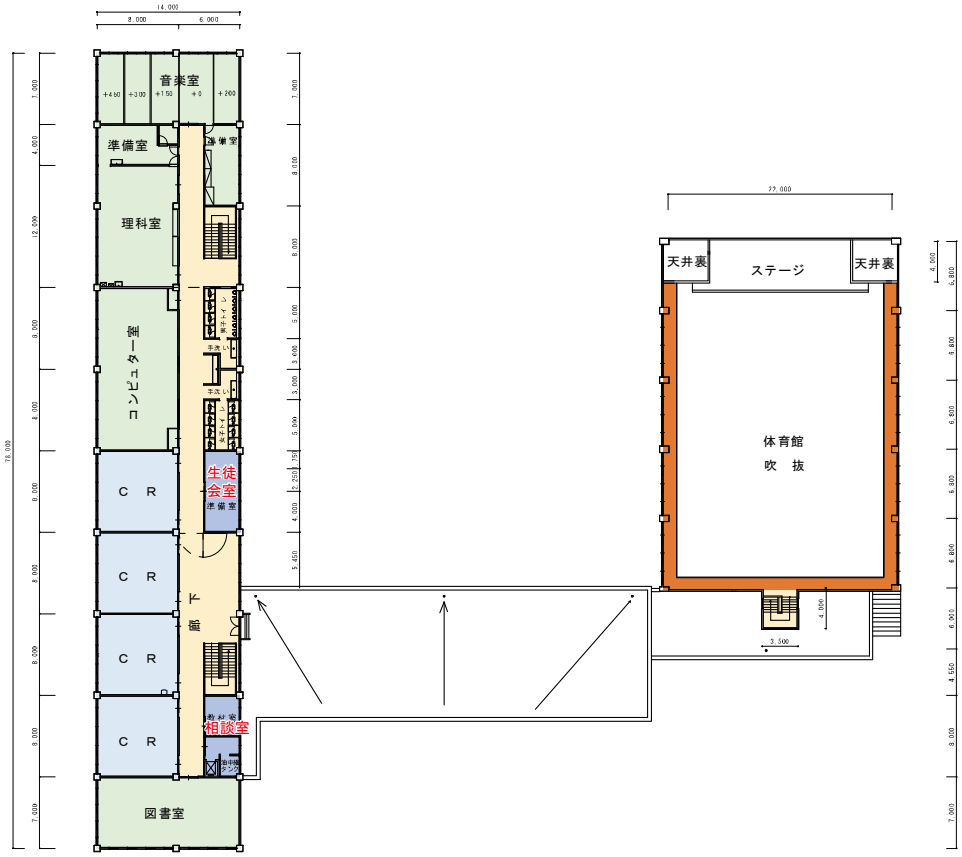

【２階】

普通教室
特別教室
管理ゾーン
体育館
共用

【１階】

図　北竜中学校　平面図

（３）公民館

図　公民館　外観

表　公民館　面積表

室名	機能	室数	面積(㎡)
事務室	執務･管理	1	77
教育長室	執務･管理	1	32
管理人室	執務･管理	1	13
講堂	貸室	1	126
第１研修室	貸室	1	23
第２研修室	貸室	1	23
第３研修室	貸室	1	23
調理室	貸室	1	61
和室	貸室	2	116
大ホール	ホール･体育館	1	315
ステージ	ホール･体育館	1	21
準備室	ホール･体育館	1	24
控室	ホール･体育館	1	14
物置	倉庫	2	32
備品庫	倉庫	1	3
物品庫	倉庫	2	22
水槽室	設備	1	5
給湯室	共用	2	5
多目的トイレ	共用	1	7
男子トイレ	共用	3	25
女子トイレ	共用	3	32
EV	共用	2	12
風除室	共用	2	18
ロビー	共用	3	168
廊下	共用		134
階段	共用	2	43
合計			1,373

（４）図書館･郷土資料館

図　図書館･郷土資料館　出入口

表　図書館･郷土資料館　面積表

室名	機能	室数	面積(㎡)
資料展示室	郷土資料館	1	235
作業室	図書	1	20
展示コーナー	図書	1	56
談話コーナー	図書	1	43
閲覧室	図書	1	41
開架書架	図書	1	43
児童室	図書	1	43
階段	共用	1	21
廊下	共用	1	29
合計			530

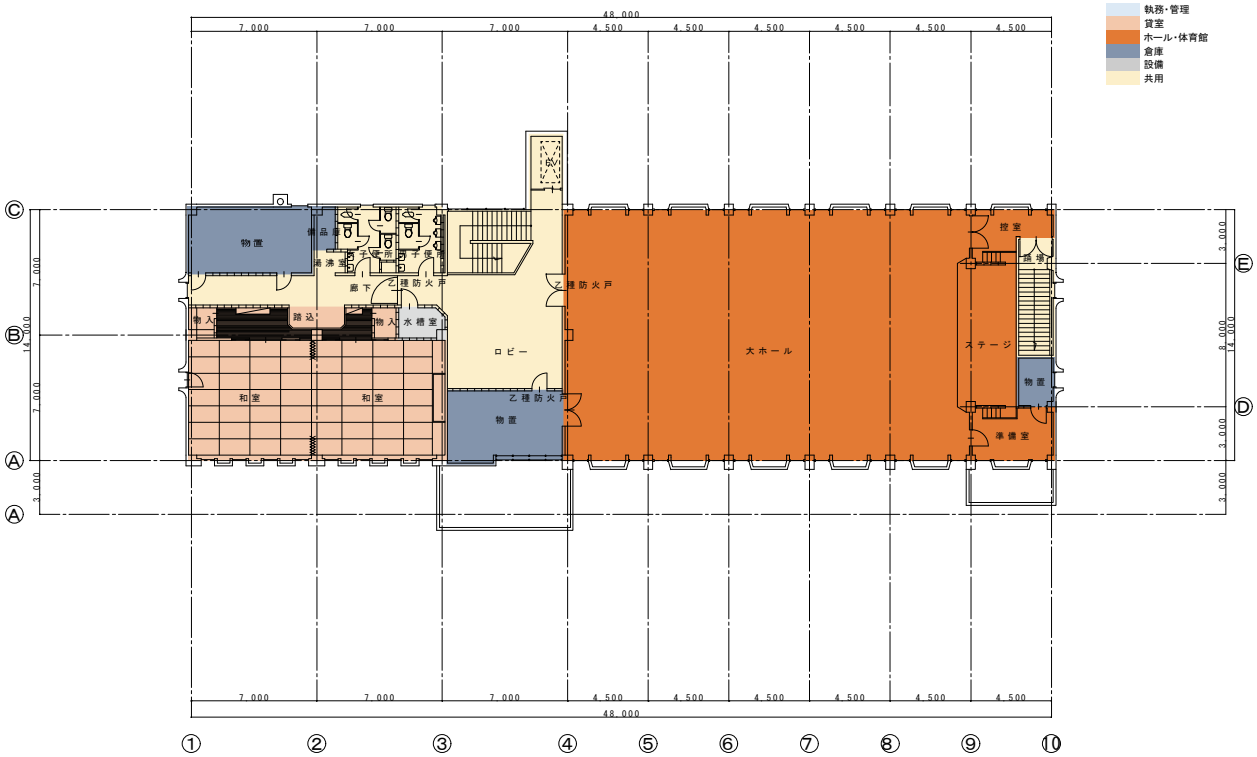

公民館
2階平面図

公民館
1階平面図

図　公民館　平面図

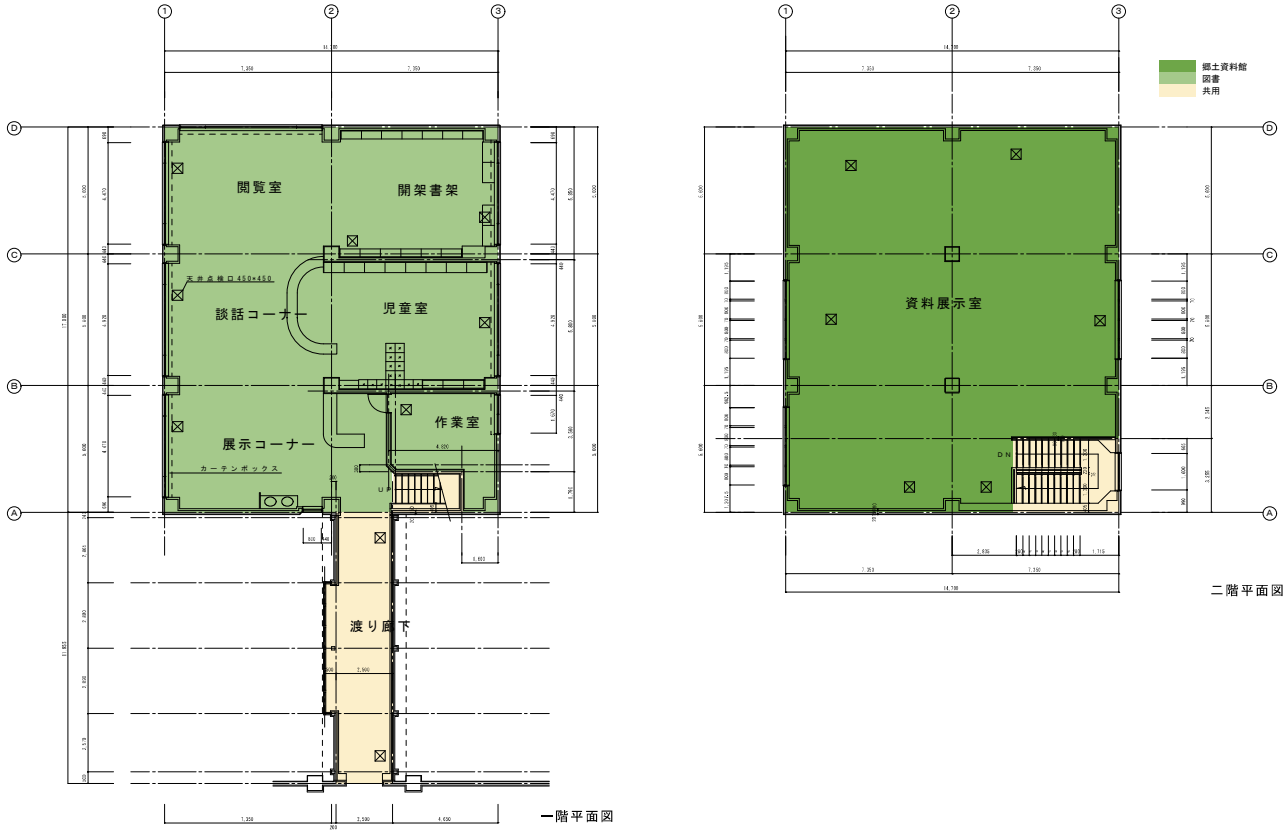

図　図書館･郷土資料館　平面図

（５）農村環境改善センター

図　農村環境改善センター　出入口側外観

図　農村環境改善センター　体育館側外観

表　農村環境改善センター　面積表

室名	機能	室数	面積(㎡)
学童保育室	学童	1	75
遊戯室	貸室	1	17
武道室	貸室	1	200
トレーニングルーム	貸室	1	116
会議室	貸室	1	40
観覧席	ホール･体育館	1	114
体育館	ホール･体育館	1	744
ステージ	ホール･体育館	1	52
控室	ホール･体育館	1	20
男子更衣室	ホール･体育館	1	11
女子更衣室	ホール･体育館	1	11
物品庫	倉庫	2	30
備品庫	倉庫	1	7
物置	倉庫	1	9
機械室	設備	1	46
男子トイレ	共用	1	18
女子トイレ	共用	1	18
風除室	共用	1	10
玄関	共用	1	10
ロビー	共用	1	40
ホール	共用	1	157
階段	共用	2	55
廊下	共用		44
合　計			1,845

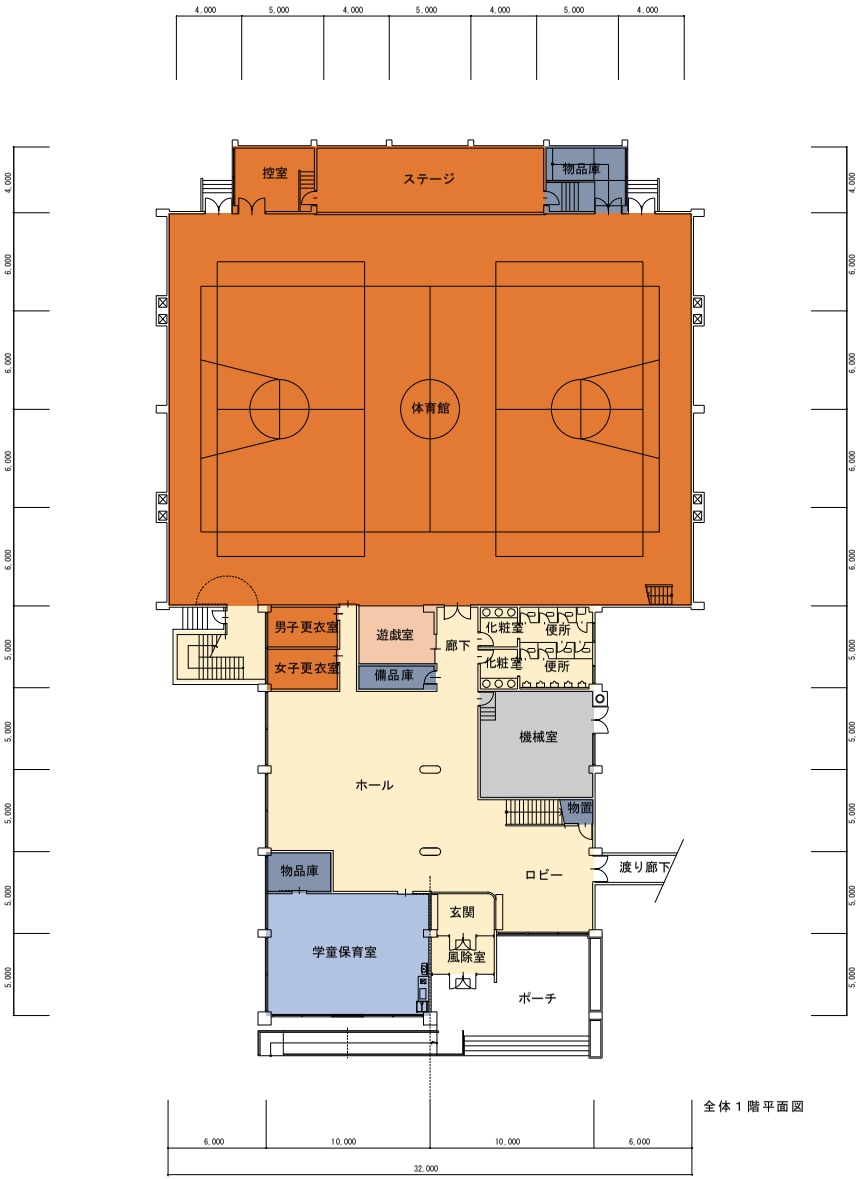

図　農村環境改善センター　１階平面図

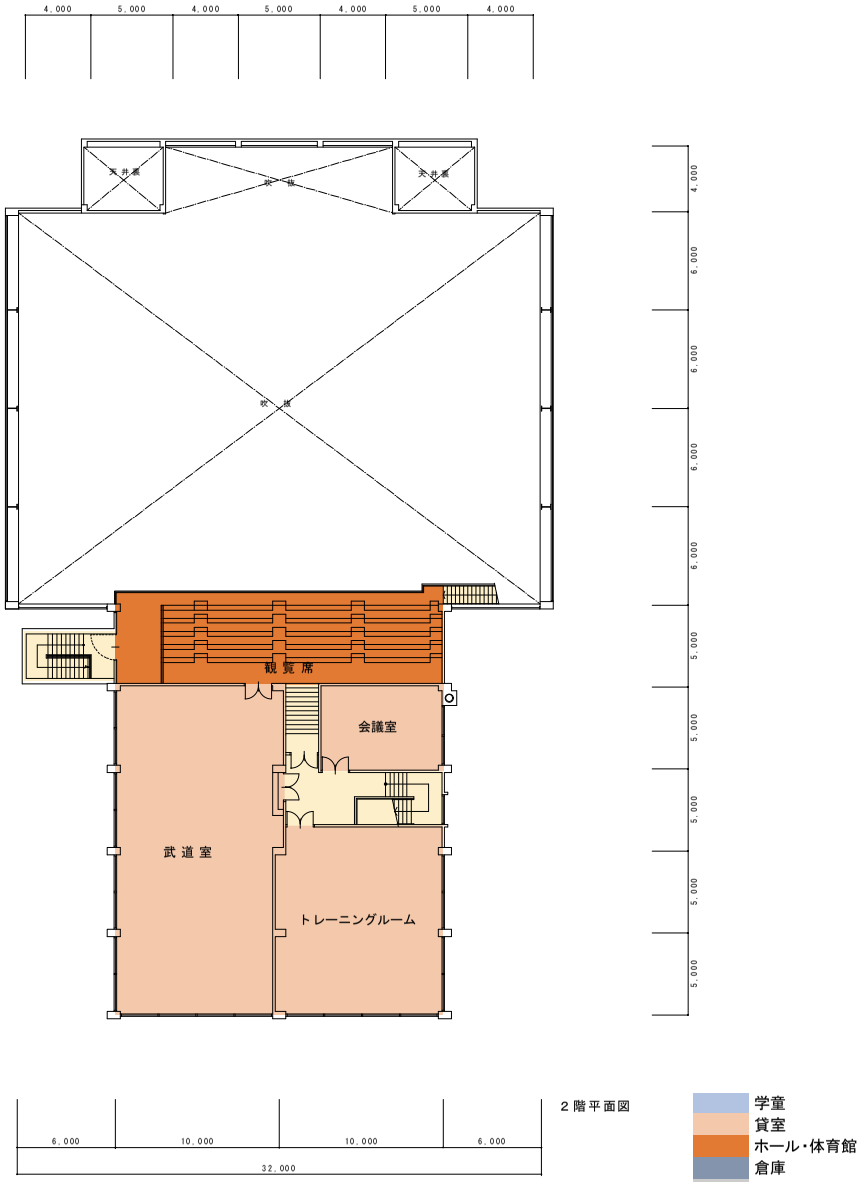

図　農村環境改善センター　２階平面図

学童
貸室
ホール・体育館
倉庫
設備
共用

（６）合同庁舎・すこやかセンター

図　合同庁舎　外観

図　すこやかセンター　外観

表　合同庁舎　面積表

室名	階	面積（㎡）
産業課・農業委員会・建設課	1	178
総務課・企画振興課	1	121
出納室	1	23
副町長室	1	24
小会議室（旧喫煙室）	1	17
ロッカー置場	1	6
印刷室	1	24
小会議室	1	10
日直室	1	17
会議室１	2	132
小会議室２	2	28
管理人室	2	8
前室（管理人室前）	2	4
備品庫１	1	7
備品庫２	1	6
備品庫４（金庫）	1	10
物置労働組合（旧小会議室）	1	17
製図室等	1	16
物品庫	2	11
物品庫	2	25
備品庫	2	19
地籍図書庫（旧小会議室３）	2	17
EPS	2	1
PS	2	2
防災備蓄庫（旧会議室２）	2	99
計		822

室名	階	面積（㎡）
土地改良区　書庫	2	22
土地改良区　事務所	2	133
土地改良区　応接間	2	23
土地改良区　倉庫（旧暗室）	PH	13
農地・水保全管理事務局	2	44
風除室	1	13
給湯室２	1	4
WC 女子	1	11
WC 男子	1	9
階段（中央）	1	4
給湯室１	1	8
階段（北側）	1	4
廊下１	1	7
廊下	1	90
ロビー	1	68
階段（北側）	2	8
階段（中央）	2	16
湯沸かし室	2	4
WC 女子	2	8
WC 男子	2	8
女子休憩室（現在利用なし）	2	20
廊下	2	67
階段	PH	12
計		595

合計		1,417

表　すこやかセンター　面積表

室名	階	面積（㎡）
住民課・地域包括支援センター	1	172
介護相談室	1	28
打合せスペース（健康指導）	1	13
コピー室	1	11
管理人室	1	7
町長室	1	43
前室	1	15
応接室	1	63
男子更衣室	1	6
女子更衣室	1	12
会議室	2	65
議場	2	180
監査委員室	2	38
第一委員会室	2	42
第二委員会室	2	42
議員控室	2	65
議会事務局室	2	36
正・副議長室	2	42
議会書庫	2	27
調理実習室	1	42
診察室	1	37
集団検診指導室	1	60
機能回復訓練室	1	59
電算・防災室	2	24
機械室	1	47
計		1,173

室名	階	面積（㎡）
書庫	2	146
物品庫	2	18
物品庫	1	19
物置	1	8
身障者トイレ	1	11
階段（中央）	1	10
男子トイレ	1	12
女子トイレ	1	10
階段（北側）	1	8
エントランスホール	1	119
廊下	1	82
渡り廊下 2	1	9
廊下 2	1	14
湯沸室	1	8
風除室	1	17
湯沸室	2	10
男子トイレ	2	12
女子トイレ	2	10
ラウンジ	2	61
階段（中央）	2	22
階段（北側）	2	22
廊下	2	87
計		714

合計		1,888

北竜町合同庁舎１ 階平面図

図　合同庁舎・すこやかセンター　１階平面図

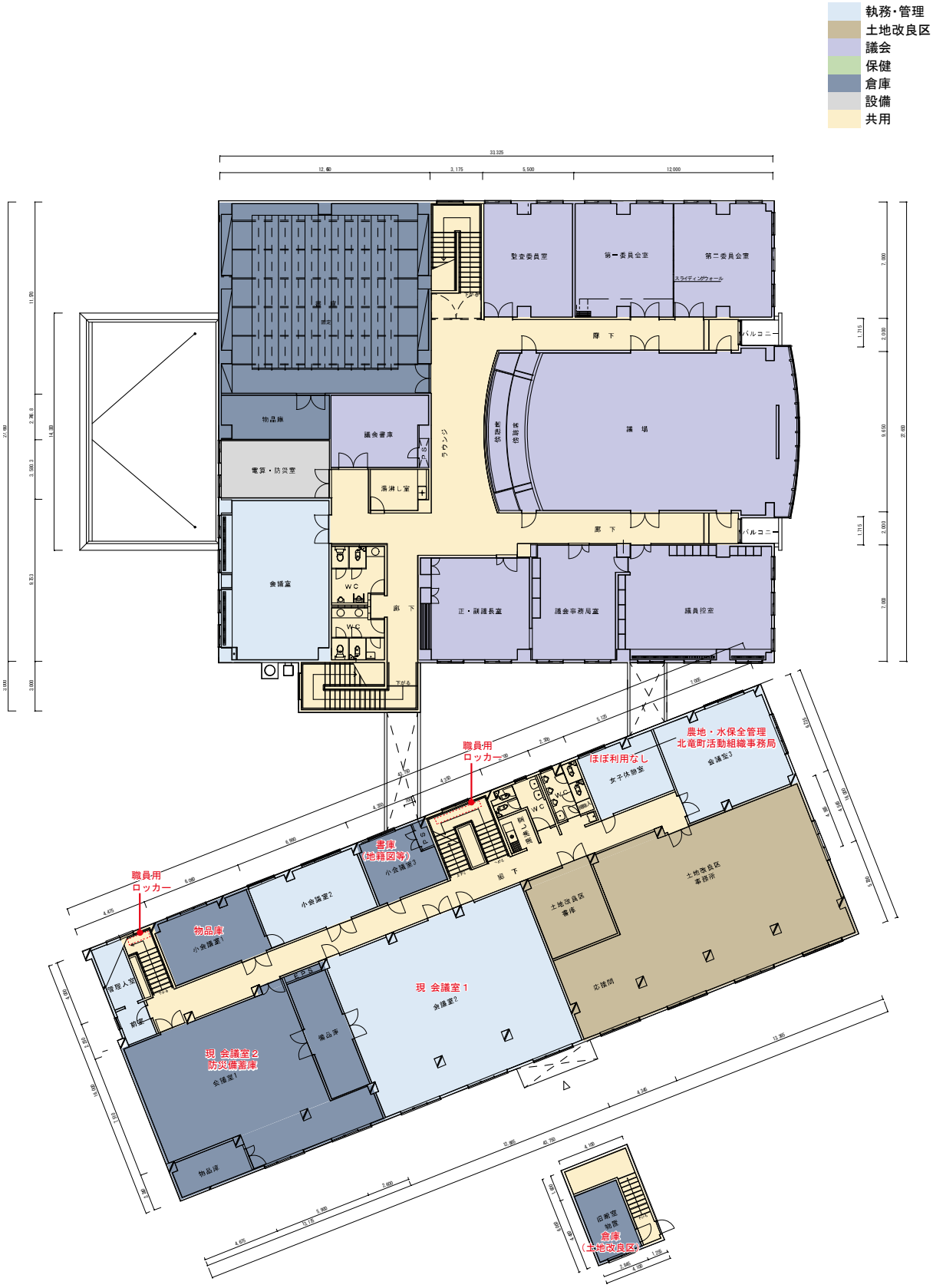

図　合同庁舎・すこやかセンター　２階平面図

2-2 各施設の利用状況

（１）会議室等

合同庁舎、すこやかセンター、公民館の 2020 年度の稼働率は下記のとおりです。会議室の稼働率がどの施設もそれほど高くないことから、集約化しても利用者のニーズには応えられると考えられます。

表　会議室の利用状況

■合同庁舎

	小会議室	会議室１	会議室２
面積	17	132	99
平日	15%	17%	5%
土日祝	0%	0%	0%

■すこやかセンター

	委員会室	議場	応接室	会議室	介護相談室	集団検診
面積	84	180	63	65	28	60
平日	13%	5%	6%	16%	54%	35%
土日祝	6%	0%	0%	0%	42%	3%

■公民館

	講　堂	第１研修室	第２研修室	第３研修室	調理室	大ホール	和　室
面積	126	23	23	23	61	315	116
平日	46%	23%	7%	0%	15%	56%	48%
土日祝	41%	14%	8%	0%	11%	20%	13%

（２）体育館

改善センター体育館の現在の主な利用状況は下記のとおりです。

複合化検討のため、小学校・中学校も改善センター体育館を利用するケースを想定します。

小中学校の新設体育館 約 500 ㎡（バレーボールコート１面・サブアリーナとして利用）＋改善センター体育館 886 ㎡の計 約 1,440 ㎡が利用可能と考えるケースの場合、平常時の利用や学校の授業には対応できても、学校行事等の開催時にスペースが不足する可能性があります。

小中学校の新設体育館 900 ㎡（バレーボールコート２面）＋改善センター体育館 886 ㎡（サブアリーナとして利用）の計 約 1,800 ㎡が利用可能と考えるケースの場合には十分対応可能となります。

本計画では計 1,800 ㎡での整備案を想定しますが、今後基本計画において、それぞれの体育館のスケジュール調整や利活用方法などを踏まえ、小中学校の新設体育館の規模縮小を含めた必要面積など詳細について検討します。

表　体育館の利用状況

<table>
<tr><th>開始</th><th>月（休館日）</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>土</th><th>日</th></tr>
<tr><td>8:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="8">ドラゴンキッズ
（バレー）
散発的
ソフトテニス
冬期間、散発的
北中バレー
10 月～2 月</td><td rowspan="8">北中
バレー
散発的</td></tr>
<tr><td>9:00</td><td></td><td colspan="3" rowspan="2">室内パークゴルフ　11～3 月</td><td></td></tr>
<tr><td>10:00</td><td></td><td rowspan="2">健康ナビ
9 月～2 月</td></tr>
<tr><td>11:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>12:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>13:00</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>14:00</td><td rowspan="2">学童</td><td rowspan="2">学童</td><td rowspan="2">学童</td><td rowspan="2">学童</td><td rowspan="2">学童</td></tr>
<tr><td>15:00</td></tr>
<tr><td>16:00</td><td></td><td rowspan="3">ドラゴンキッズ
（バレー）</td><td rowspan="3">ドラゴンキッズ
（バレー）</td><td rowspan="3">ドラゴンキッズ
（バレー）</td><td rowspan="3">ドラゴンキッズ
（バレー）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>17:00</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>18:00</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>19:00</td><td></td><td rowspan="2">バドミントン
同好会</td><td rowspan="2">和同好会
（バレー）など</td><td rowspan="2">スラックライン</td><td rowspan="2">和同好会
（バレー）など</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>20:00</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

第３章 整備方針・想定規模

３-１ 上位・関連計画における位置づけ

対象施設の今後の整備方針・想定規模の検討にあたっては、町の様々な計画との整合性が必要となることから、町の上位・関連計画においてどのように定めているか確認した上で検討します。

３-１-１ 北竜町総合計画

計画期間：平成 31（2019）年度～令和 10（2028）年度	
北竜町のテーマ	あかるい農法　ひまわりの北竜町
公共施設に関係する位置づけ (計画の抜粋)	**基本目標４　安心して生活できる晴れやかなまち** **４　防災体制の充実** **主要施策（１）総合的な防災体制の充実** ・主要な公共施設のうち、耐震補強が必要な施設への対応を推進します。 **基本目標５　すべての世代が成長し合う活発なまち** **１　学校教育の充実** **主要施策（３）学校施設・設備の整備充実** ・子どもたちの安全な学習・生活の場、地域住民の防災拠点として、学校施設の改修整備を計画的に推進します。 ・学校校舎の老朽化や児童・生徒数の減少に対応するため、学校施設のあり方に関する検討を進めます。 **２　生涯学習の充実** **主要施策（１）社会教育施設の整備充実・有効活用** ・老朽化への対応や耐震化等を勘案し、社会教育施設の整備充実を図るとともに、有効活用に努めます。

３-１-２ 北竜町まち・ひと・しごと創生総合戦略

計画期間：令和２（2020）年度～令和６（2024）年度	
基本目標・横断的な目標	基本目標１　魅力ある北竜町をつくるとともに、安定した雇用を創出する 基本目標２　北竜町とのつながりを築き、北竜町への新しいひとの流れをつくる 基本目標３　結婚・出産・子育ての希望をかなえる 基本目標４　ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる 横断的な目標１　多様な人材の活躍を推進する 横断的な目標２　新しい時代の流れを力にする
公共施設に関係する位置づけ (計画の抜粋)	**基本目標４　ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる** **（３）公共施設・インフラ等の維持・整備** 事業内容：公共施設及びインフラ等の整備・修繕を推進します ○公共施設等総合管理計画の改訂・個別施設計画の策定

3-1-3 北竜町公共施設等総合管理計画

計画期間：平成 29（2017）年度～令和 10（2028）年度	
公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方	計画の３つの視点：「量の見直し」「質の見直し」「コストの見直し」 **【量】**　社会経済情勢や需要の変化に見合う施設の供給のあり方や量の見直し **【質】**　施設の安全性、快適性、利便性の確保と柔軟なサービス形態 **【コスト】**施設の維持管理、更新に係るコストの削減
対象施設に関係する位置づけ (計画の抜粋)	**【町民文化系施設／公民館、ひまわり青年会館】** ○公民館は建設から 45 年を経過しており、建て替えの時期が近くなってきています。そのため、建物の劣化状況や町民の意向、まちづくりの方針などに基づく総合的な判断により、耐震化を含めた長寿命化を行うか、建て替えを行うかどうかの判断を行います。また、建て替えを行う場合には、他施設との複合化・集約化を視野に入れて検討を進めることとします。 ○ひまわり青年会館は現状のまま維持管理を継続することとします。建物の安全性を確保できなくなった場合及び屋根や外壁等の中規模改修が必要になった時点で、利用状況や住民要望を勘案しながら、建て替えや他施設との機能複合化等の方向性を検討することとします。 **【社会教育系施設／図書館、郷土資料館】** ○施設の劣化状況に応じて、長期的な視点で優先度をつけて改修を行います。 ○耐用年数までは現状機能を維持し、建物の修繕を行いながら継続利用することを基本とします。 ○今後、公民館の建て替えが進められる場合には、図書館、郷土資料館の機能を公民館に複合化することを視野に入れた検討を行うこととします。 **【スポーツ・レクリエーション施設／農村環境改善センター】** ○維持管理費の削減に向け、運用面での工夫や設備における省エネ化策を検討します。 ○北空知４町で締結した体育施設の利用協定に基づき、広域における体育施設の利用促進を図ります。 **【学校教育系施設／真竜小学校・北竜中学校】** ○児童・生徒に安全で快適な学習環境を提供するため、また災害時において避難所としての機能確保を行うため、学校施設を定期的に点検し、改修・修繕が必要な箇所への対応を速やかに行います。 ○将来的に小学校及び中学校の建て替えを行う場合には、今後の中長期的な少子化の状況をみながら、広域化を含めたあらゆる方向性について検討を行います。 **【保健・福祉施設／すこやかセンター、老人憩の家】** ○町民が安心して利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。 ○建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な修繕を行います。 ○老人憩の家は貸館として今後も必要であると考えられるため、将来的には他施設との複合化を視野に入れた施設維持管理方針の検討を進めることとします。 **【行政系施設／合同庁舎、水防倉庫、山車格納車、車輛センター、消防合同庁舎】** ○庁舎は防災の拠点となる重要な施設であることから、今後も計画的に点検や劣化診断を行い、施設の長寿命化を図ります。 ○点検や診断結果等に基づき、維持管理、修繕を行うことでトータルコストの縮減・平準化に取り組みます。 ○点検・診断により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、安全の確保を図ります。 **【公営住宅／和本町団地公営住宅（1～4 号）】** ○「北竜町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化を基本として計画的に建物の管理を継続していきます。また、今後の人口の動向 や居住ニーズ を鑑みながら、「北竜町公営住宅等長寿命化計画」の見直しを定期的に行っていきます。 ○老朽化する住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施します。また点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策に活かしていきます。

3-1-4 北竜町学校施設長寿命化計画

計画期間：令和２（2020）年度～令和 11（2029）年度

学校施設のあり方

（１）安全性　～　安全・安心の学校
（２）快適性　～　快適な生活学習環境の学校
（３）学習活動への適応性　～　教育学習活動の充実化に対応できる学校
（４）環境への適応性　～　環境配慮の学校
（５）地域の拠点化　～　地域の拠点機能を備えた学校

学校施設整備の基本的な方針等

１．学校施設の規模・配置計画等の方針

当面は現行の小学校１校、中学校１校の２校体制を維持していきますが、将来的には 、保護者や地域住民、学校関係者等による検討委員会において、将来を見据えた学校施設の再編について検討し、小学校・中学校の統廃合を行い、小中一貫校など 1 校体制への移行を図っていきます。

ただし、児童生徒数の変動、社会環境・教育環境・教育行政などの変化に合わせ、必要に応じて、広域化を含めたあらゆる方向性を考慮に入れた見直しを随時検討します。

２．学校施設の長寿命化：基本方針

○児童生徒数や教育行政等の社会状況、施設や町の財政状況等の変化に応じ、改築・長寿命化改修・広域学区の導入等の検討を行い、適時適切な手段を選択することにより、維持・更新コストの抑制・平準化を図ります。
○施設の改修にあたっては、原状回復だけでなく、機能性・安全性の向上を図り、事故防止や防犯対策を進めます。
○施設の定期的な点検と適切な維持管理を行うなど「予防保全型維持管理」を取り入れ、維持・運営コストの低減を図ります 。

学校施設整備に向けた今後の展望

今後は、各検討パターンの評価を踏まえ、パターン１の「①小中学校を統合し、適正規模の新校舎・新体育館を改築、②20 年後に新校舎・新体育館を大規模改修」を中長期的な改修等の計画における基本方針として、建物劣化の進行状況の調査・把握を行い、改修等の費用や町の財政状況等とのバランスを考慮しながら、 将来の児童生徒数の推移を見込んだ学校施設の適正な配置や規模、効率的な運営等多面的な見直しを含めて、保護者や地域住民、学校関係者等と一体となって、より具体的な学校施設整備方針の検討を行っていきます。

一方で、今後 10 年間における学校施設の維持管理方針については、日常点検や定期点検により劣化状況を的確に把握し、緊急性を要する箇所について優先的に修繕等を行うなど適切な維持管理に取組んでいくこととします。

■　学校施設整備に向けたスケジュール

内　容	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
学校施設整備方針（町方針等決定）※将来的な学校施設のあり方等の方針			○ ※	○ ※						
学校施設整備方針（住民合意形成等）※将来的な学校施設のあり方等の方針					○	○				
基本構想策定							○	○		
基本設計									○	
実施設計										○

内　容	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
学校改築工事【第１期（校舎）】	○	○	校舎運用開始～				
学校改築工事【第２期（体育館）】				○			
学校改築工事【第３期（外構）】					○		
旧小学校解体工事			○				
旧中学校解体工事						○	

※学校・公民館・庁舎など主要施設の再配置構想を検討。

3-2 各施設の整備方針

（1）真竜小学校・北竜中学校

両施設ともに耐震化改修を実施済みですが、築 45 年以上経過し、施設全体の老朽化が進んでいることから、**小学校と中学校を施設一体型で新たに建て替え**することとします。

（2）公民館

耐震化改修が未実施であり築 49 年以上経過していることから、**建て替えし複合化**を図ることとします。大ホールや和室を老人福祉センターに機能統合するとともに、研修室や講堂などを集約することで施設面積の縮減を図ります。

（3）図書館・郷土資料館

耐震化改修は不要であるが築 34 年以上経過し、建物の老朽化が進んでいることから、**建て替えし複合化**を図り、利用しやすい施設とします。

（4）合同庁舎・すこやかセンター

合同庁舎は、耐震化改修が未実施であり築 59 年以上経過していることから、**すこやかセンターと一体化し、増築**することとし、会議室などを集約することで施設面積の縮減を図ります。

すこやかセンターは耐震化改修が不要な施設であり、建物に大きな課題がないことから、**合同庁舎と一体化し増築・大規模改修**することで、町民の利便性向上や既存施設の有効活用を図ります。

（5）農村環境改善センター

耐震化改修を実施済みであり、平成 25 年の大規模改修により機能面の強化が図られていることから、**維持**しながら他の施設との複合化を図ります。

（6）その他

深川消防署北竜支署は、築 42 年経過していますが、平成 27 年度に耐震化を含む大規模改修を行っていることから、**維持**することとします。

山車格納庫は、築 29 年経過し、老朽度が 116%となっていますが、建物に大きな課題がないことから**維持**することとします。

車輌センター・詰所は耐震化改修が未実施で築 44 年以上経過しており、格納する車両の大型化が進み狭さが課題となっていることから、一体的に**建て替え**することとします。その他の公用車車庫や、スクールバス等の車庫についても老朽化が進んでいることから、**建て替え**することとします。

水防倉庫、ひまわり青年会館、老人憩の家は老朽化が著しいことから、**廃止**することとします。(老人憩の家は令和 4 年度に廃止済。) 水防倉庫については、防災備蓄倉庫として新たに施設を建設します。

和本町団地公営住宅は、入居戸数の減少や施設の老朽化が進んでいることから、**廃止**することとします。

表　対象施設の建替・維持・廃止の方針

番号	中分類	建物名	方針	経過年数	老朽度	耐震化要否
1	学校	真竜小学校（校舎）	建替	50	106%	実施済
2		真竜小学校（体育館）	建替	50	106%	実施済
3		北竜中学校（校舎）	建替	45	96%	実施済
4		北竜中学校（体育館）	建替	45	96%	実施済
5		北竜中学校屋外物置・部室	建替	19	127%	不要
6	文化施設	公民館	建替	49	98%	未実施
7	図書館	図書館	建替	34	68%	不要
8	博物館等	郷土資料館	建替	34	68%	不要
9	庁舎等	合同庁舎	建替	59	118%	未実施
10	庁舎等	町長車車庫（１棟２台）	建替	21	84%	不要
11		公用車車庫１（１棟５台）	維持	3	12%	不要
12		公用車車庫２（１棟５台）	建替	24	96%	不要
13		公用車車庫３（１棟３台）	建替	21	84%	不要
14	消防施設	深川消防署北竜支署	維持	42	84%	実施済
15	その他行政系施設	山車格納庫	維持	29	116%	不要
16	保健施設	すこやかセンター	維持	21	45%	不要
17	ｽﾎﾟｰﾂ施設	農村環境改善センター	維持	44	88%	実施済
18	その他行政系施設	車輌センター	建替	44	142%	不明
19		車輌センター詰所	建替	44	183%	不明
20		スクールバス車庫	建替	38	123%	不要
21		デイサービスバス車庫	維持	30	97%	不要
22		水防倉庫	廃止	41	273%	不明
23	集会施設	ひまわり青年会館	廃止	51	232%	不明
24	高齢福祉施設	老人憩の家	廃止	47	214%	不明
25	公営住宅	和本町団地公営住宅（1～4 号）	廃止	34	49%	不要

図　真竜小学校・役場付近の施設位置詳細

3-3 想定規模

3-3-1 小中学校

小中学校の規模は、現在の使われ方の実態に即した規模、教室の基準寸法の見直し、小中学校の一体化による特別教室の共用利用により、適切な規模の設定を行います。

①現在の使われ方について、学校へのヒアリングにより、北竜中学校の面積削減・追加

	面積（㎡）
パソコン教室 128 ㎡→85 ㎡	-43
技術室・木工室 108 ㎡→67 ㎡	-40
技術室 66 ㎡	会議室にする
風除室、玄関の削減	-44
特殊教室追加	32
削減面積計	-95

②普通教室の基準寸法を見直し 8m×7.61m を 7m×7m とすることによる教室面積の削減

	面積（㎡）
真竜小 546 ㎡→392 ㎡	-154
北竜中 288 ㎡→221 ㎡	-67
削減面積計	-221

③小中学校を施設一体型で建設することから、北竜中学校と兼用可能な真竜小学校の特別教室の削減

	面積（㎡）
・図工室	-61
・パソコン教室	-60
・視聴覚室	-64
・理科室	-64
・家庭科室	-71
・家庭科準備室	-26
・図書室	-110
・音楽準備室	-30
・音楽室	-80
・放送室	-31
削減面積計	-598

④北竜中学校における特別教室の基準寸法の見直し（8m×7.61m→7m×7m）と必要規模に縮小することによる面積の削減

	面積（㎡）
パソコン教室	-42
理科室	-43
理科準備室	-15
家庭科室	-25
音楽準備室	-4
音楽室	-32
美術室	-47
美術準備室	-18
削減面積計	-225

①～④から、新小中学校の面積を次の通り想定します。

・真竜小学校　：　現状面積 2,647 ㎡から 753 ㎡削減　→　**約 1,900 ㎡**　と想定する
・北竜中学校　：　現状面積 2,606 ㎡から 387 ㎡削減　→　**約 2,200 ㎡**　と想定する

以上から、
新小中学校　：　現状面積 5,253 ㎡から 1,140 ㎡削減　→　**約 4,100 ㎡**と想定する

3-3-2 役場庁舎（合同庁舎＋すこやかセンター）

役場庁舎の規模算定にあっては、令和４年度現在の町職員数を前提に、国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」と総務省平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱別紙２「庁舎建設事業費の標準的な事業費について」による面積を基本としながら、現状の役場面積を踏まえて想定します。なお、総務省の別紙２「庁舎建設事業費の標準的な事業費について」は現在廃止されていますが、参考として用います。

想定する職員数：現状と同じ 58 人（令和 3 年 4 月 1 日現在、教育委員会を除く）

表　想定する職員数

三役・特別職	2 人
課長級	8 人
補佐・係長級	20 人
一般職員	28 人
計	58 人

（１）国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」

・事務室の基準面積は「合同庁舎において第１次出先機関が入居する庁舎の事務室」の 4.0 ㎡とします。また換算人員は「3.地方小官署（署、所）県単位以下」の数値によります。

・「事務室、会議室の面積は、基準の 10%増で算出する。但し、事務室及び会議室にスライドして計算される倉庫及び交通部分については、10%増前の面積によるものとする。」となっていますが、今回の計算では基準の 10%増の面積で計算しています。

・電話交換室、医務室、売店、食堂は、今回の規模算定では設置しない場合で計算します。

・議事堂（議場、委員会室、議員控室等）の計算基準が無いため、総務省の平成 22 年度の要綱をもとに計算し、追加します。

・機械室は「e)冷暖房の場合（小規模庁舎）」の表によります。

・電気室は「暖房方式冷暖房の場合高圧受電」の表によります。

・交通部分（玄関、広間、廊下、階段室等）は耐火造庁舎の「上記各室面積合計（別棟のものを除く。）の 35%」によります。

・車庫は計算から除外します。

・ロビーや印刷室など町役場庁舎としての業務に必要な室は現状と同程度の面積を確保するとして、計算に追加します。

・北空知信用金庫 80 ㎡程度を併設することとし、計算に追加します。

・算定基準では会議室 40 ㎡になりますが、現状の会議室面積と大きく乖離しています。現在の大会議室 132 ㎡と応接室 63 ㎡をもとに、あと 140 ㎡程度は必要と考え、追加します。

表　追加する固有業務

室名	面積（㎡）
ロビー	188
印刷室	35
書庫	146
議会ラウンジ	61
更衣室・ロッカー	23
備蓄倉庫	16
サーバ室	8
防災対策室	25
相談スペース	20
信用金庫	80
会議室 追加	140
合計	742

表　国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」による規模算定①

	区分	役職	人数	換算計数	基準面積（㎡）	面積（㎡）
執務面積	(ｱ)事務室	三役・特別職	2	10.0	4.0	80
		課長級	8	2.5	4.0	80
	一般事務室及び	補佐・係長級	20	1.8	4.0	144
	応接室	一般職員	28	1.0	4.0	112
		職員合計	**58**			416
					補正率 1.1	**458**

表　国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」による規模算定②

	区　分	摘　要				面積（㎡）
執務	(ｱ)事務室	規模算定①より				**458**
付属面積	(ｲ)会議室	100 人当たり 40 ㎡（10 人増すごとに 4 ㎡）　×1.1			40	44
	(ｳ)電話交換室	（設置しないことを想定）				0
	(ｴ)倉庫	事務室面積の 13%				59
	(ｵ)宿直室	1 人 10 ㎡、1 人増すごとに 3.3 ㎡　（1 名を想定）				10
	(ｶ)庁務員室	1 人 10 ㎡、1 人増すごとに 1.65 ㎡　（1 名を想定）				10
	(ｷ)湯沸室	10 ㎡×3 階　（3 階建を想定）				30
	(ｸ)受付	最小 6.5 ㎡				7
	(ｹ)便所,洗面所	職員数 50 人以上の場合		標準面積	40	40
	(ｺ)医務室	（設置しないことを想定）				0
	(ｻ)売店	（設置しないことを想定）				0
	(ｼ)食堂,喫茶室	（設置しないことを想定）				0
	小　計(1)					658
	(ｽ)固有業務	業務支援機能、窓口機能、福利厚生機能　等				742
	議事堂	議員数（人）	8	標準面積	35	280
	小　計（2）					1,022
設備関係	(ｾ)機械室(冷暖房)	小計（1）＋小計（2）	1,680	標準面積	176	176
	(ｿ)電気室(冷暖房)	同上		標準面積	61	61
	(ﾀ)自家発電室	同上		標準面積	29	29
	小　計（3）					266
	(ﾁ)交通部分	小計（1）＋（2）＋（3）	1,946	指数	0.35	681
	小　計（4）					681
合　計（小計（1）＋（2）＋（3）＋（4））						**2,626**

（２）総務省平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱

・事務室の換算率は「人口 5 万人未満の市町村」の数値をもとにします。

・(ｳ)会議室等は会議室、電話交換室、便所、洗面所その他の諸室を指します。

・(ｴ)玄関等は玄関、広間、廊下、階段その他の通行部分を指します。

表　総務省平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱による規模算定

区分	役職	人数	換算計数	基準面積（㎡）	面積（㎡）
(ｱ)事務室（応接室を含む。）	三役・特別職	2	12.0	4.5	108
	課長級	8	2.5	4.5	90
	課長補佐・係長級	20	1.8	4.5	162
	一般職員	28	1.0	4.5	126
	職員合計	**58**			**486**
(ｲ)倉庫	(ｱ)の面積	486	指数	0.13	63
(ｳ)会議室等	7.0 ㎡×職員数	58		7.00	406
(ｴ)玄関等	(ｱ～ｳ)計	955	指数	0.40	382
(ｵ)議事堂（議場、委員会室、議員控室等）	議員数（人）	8	指数	35	280
合計					**1,617**

上記に基づき算定した 1,617 ㎡に、（１）国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」で設定した固有業務の面積 742 ㎡を足すと、2,359 ㎡となります。

（３）役場庁舎の想定規模

（１）国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」と（２）総務省平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱に基づく面積から、役場庁舎は約 2,500 ㎡と想定します。

表　各算定方法による規模と平均値

算定方法	面積（㎡）
国土交通省	2,626
総務省 H22 年度要綱	2,359
平均	2,493

役場庁舎　：　約 **2,500 ㎡**として想定

3-3-3 公民館・図書館・郷土資料館

公民館、図書館、郷土資料館は有する学習、交流、歴史文化等の機能を集約化・複合化します。

郷土資料館については、新たな建物は新設せず、デジタル化（PC 閲覧等）によって規模を縮小し、展示スペースを設けるなど公民館・図書館の機能の一部を利用することを想定します。

公民館のうち大ホール・和室機能については、「北竜町老人福祉センター」の体育館や増築する和室スペースと機能統合し、必要に応じて改善センター体育館を活用することで規模縮小を図ります。

現在、公民館大ホールを葬儀場として利用していますが、葬儀等のセレモニーホールとしての機能は、老人福祉センターの体育館を「多目的集会施設」として機能強化を図ることで確保することとします。

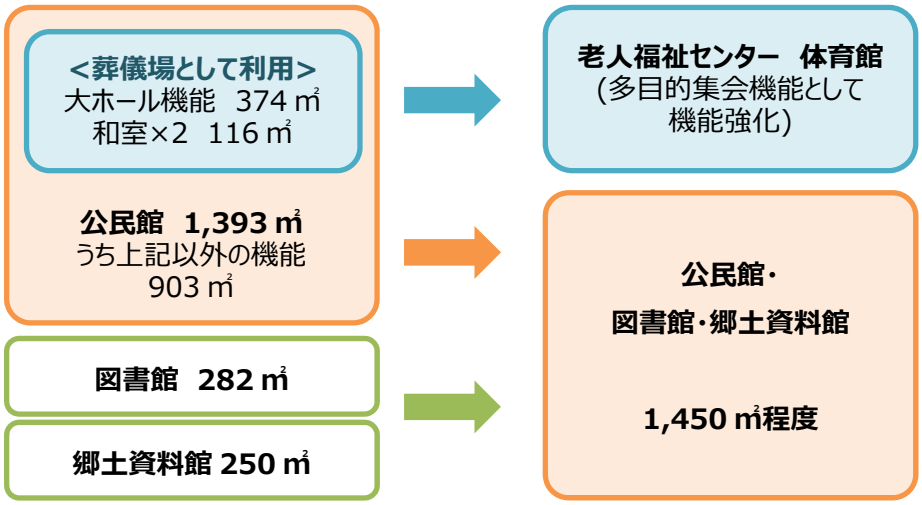

図 公民館・図書館・郷土資料館の機能の再編

図 老人福祉センターの位置

以上を踏まえ、公民館・図書館・郷土資料館の規模は、約 1,450 ㎡と想定します。

公民館・図書館・郷土資料館 ： 約 **1,450 ㎡**として想定

第４章 再配置計画

４-１ 機能配置の考え方

４-１-１ 小中学校の建設地

小中学校の建設地について、真竜小学校周辺エリアと北竜中学校周辺エリアを比較した結果、児童の通学や学童保育の利便性、公民館・図書館等との連携、まちの賑わい創出の観点から、真竜小学校周辺エリアに配置することとします。

表 小中学校の建設地の比較

	真竜小学校周辺エリア		北竜中学校周辺エリア	
	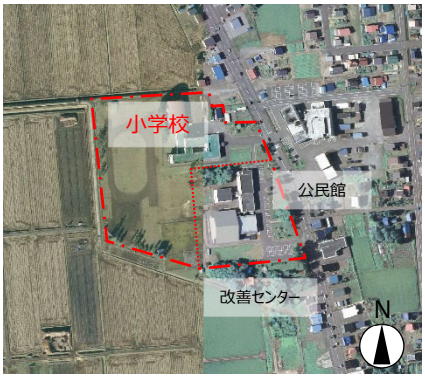		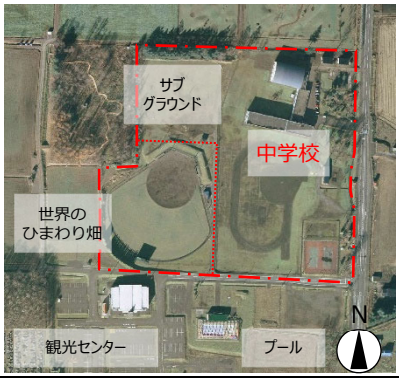	
所在地	北竜町和 10 番地 1		北竜町板谷 150 番地 1	
敷地面積	24,000 ㎡程度 （公民館周辺 16,700 ㎡程度）	△	56,000 ㎡程度 （野球場 21,700 ㎡程度）	○
ハザードマップ	浸水のおそれなし	○	浸水のおそれなし	○
中心部からのアクセス	距離が短い	○	距離が長い	△
バス停からの距離	停留所「北竜役場前」隣接	○	停留所「北竜中学校」隣接	○
周辺施設	公民館	○	ひまわりの里 栽培活動	○
	図書館・郷土資料館	○	プール	○
	農村環境改善センター、学童保育	○	野球場	○
建替スペース	①前庭スペース ②公民館西側スペース	○	①前庭スペース ②物置・部室スペース ③サブグラウンド	○
まちのにぎわい	北竜町のまちの中心のにぎわいに貢献する	○	まちの中心から離れている	△
メリット	・公民館等の教育施設との連携、複合化ができる。	◎	・敷地面積が広く建て替え計画を行いやすい。 ・中学校におけるひまわりの里に関する事業が実施できる。 ・碧水・美葉牛地区の児童・生徒の通学時間が短縮される。	○
デメリット	・中学校におけるひまわりの里に関する事業について検討が必要。	△	・通学手段（スクールバス）の確保が必要。 ・公民館等他教育施設との連携ができない。 ・公民館等他教育施設との機能集約・複合化ができない。	×
その他	・校長・教頭住宅の建替、敷地の確保について検討。 ・NTT 施設・設備の移設は不可。（1 億円ほどかかる）	△	・将来的なひまわりの里基本計画との関連性。 ・中学校跡地の観光・産業分野での活用が必要。	△
総合評価	児童が農業改善センター内の学童保育を利用しやすく、公民館等の教育施設との複合化により、町民が利用しやすい居場所を新たにつくることで、まちのにぎわいに貢献できる。	◎	プールや野球場、ひまわりの里が近いが公民館等の教育施設との連携を図ることができない。	△

航空写真 ©NTT インフラネット、©JAXA

4-1-2 小中学校と公民館・図書館・郷土資料館との複合化

真竜小学校周辺エリアに配置する、新たな小中学校と公民館・図書館・郷土資料館の配置については、これらの施設の複合化による多目的複合交流施設を目指します。

「学校教育の場」と「社会教育の場」を複合化することで、子どもたちへの多様な学習機会の創出、地域交流の活発化やコミュニティの強化を促進し、学校を核とした地域づくりの拠点の形成を目指します。

また、屋外に「広場」を配置し、住民検討委員会で出された「気軽に集まれる場所・来やすい場」、「学習できる場」、「楽しく遊べる場」、「活動を通して交流が生まれる場」を支える機能を配置します。

さらに、農村環境改善センターと一体となった配置とし、小中学校体育館と改善センター体育館の相互利用や学童保育との連携を図るとともに、管理しやすい施設とします。

小中学校と公民館・図書館・郷土資料館との複合化によって目指す姿・期待される効果

① 子どもから高齢者まで、身近で日常的に活用可能な**多目的複合交流施設**
（学校と公民館、改善センターを複合化し一体的利用を推進）
→ 効果的・効率的な施設整備（各諸室共用による面積・事業費の削減）

② 将来に向けた魅力あるまちづくりの主要な拠点施設（**学校を核とした地域づくりの拠点**）

③ 施設機能の共有化による**学習環境の高機能化・多機能化**
→ 地域全体で子どもたちの学びや成長を支える基盤へ

④ 児童・生徒と地域住民との**交流できる機会の創出**

⑤ 地域における**生涯学習やコミュニティの拠点**の形成

⑥ 学校と教育委員会が連携し施設の相互利用を可能とすることで、町民にとって**身近で魅力的な施設**として新施設を有効活用

⑦ 学校と社会教育事業等の連携による**北竜町独自の学校教育の推進**
→ 専門性のある人材や地域住民との連携による学校運営への支援へ

表 各施設の機能

方針	維持	建替	建替	建替
機能	農村環境改善センター	小・中学校	公民館	図書館・郷土資料館
スポーツ	●	●		
ものづくり		食育	●	
図書館		●		●
博物館				●
ホール			● 老人福祉センターへ	

４-１-３ コンパクトな役場庁舎の整備

役場庁舎は他の公共施設等と複合化はせず、すこやかセンターの改修と増築により、床面積の適正化・効率化を図り最大限規模を縮小したコンパクトな整備を行うこととします。

また、町民の利便性向上を第一に考え、防災拠点としての機能強化を図ることとします。

役場庁舎の目指すべき姿・期待される効果

①**町民の利便性向上**
　→ １階ワンフロアの執務スペース
②**防災拠点**としての機能強化
③すこやかセンター内の**保健機能（検診・保健事業）を農村環境改善センターに集約**
　→ すこやかセンター集団検診指導室の削減・スペースの有効活用
④すこやかセンターに**庁舎機能を集約し、不足分は増築**する（別棟で庁舎整備等は行わない）
　→ 役場増築面積を削減
⑤すこやかセンターに**金融機能（北空知信用金庫）**を複合化
⑥公民館等他の**公共施設との複合化は行わない**
⑦床面積は、総務省・国交省基準や同一規模自治体の施設を参考に、適正化・効率化を図り最大限規模を縮小
⑧既存の合同庁舎と同様に**土地改良区を合築**し、専用の出入口を整備

４-１-４ 防災備蓄倉庫・駐車場等の配置

防災備蓄倉庫は、すこやかセンター周辺に配置するとともに、車輌センターは現敷地内に建て替えすることとします。

すこやかセンター駐車場は既存の合同庁舎跡地に拡張し、すこやかセンター周辺の車庫は、庁舎の増築検討や既存の公営住宅の解体等を踏まえて配置することとします。

4-1-5 エリア全体の再配置プラン

以上の機能配置の検討を踏まえたエリア全体の再配置プランは、下図の通りです。

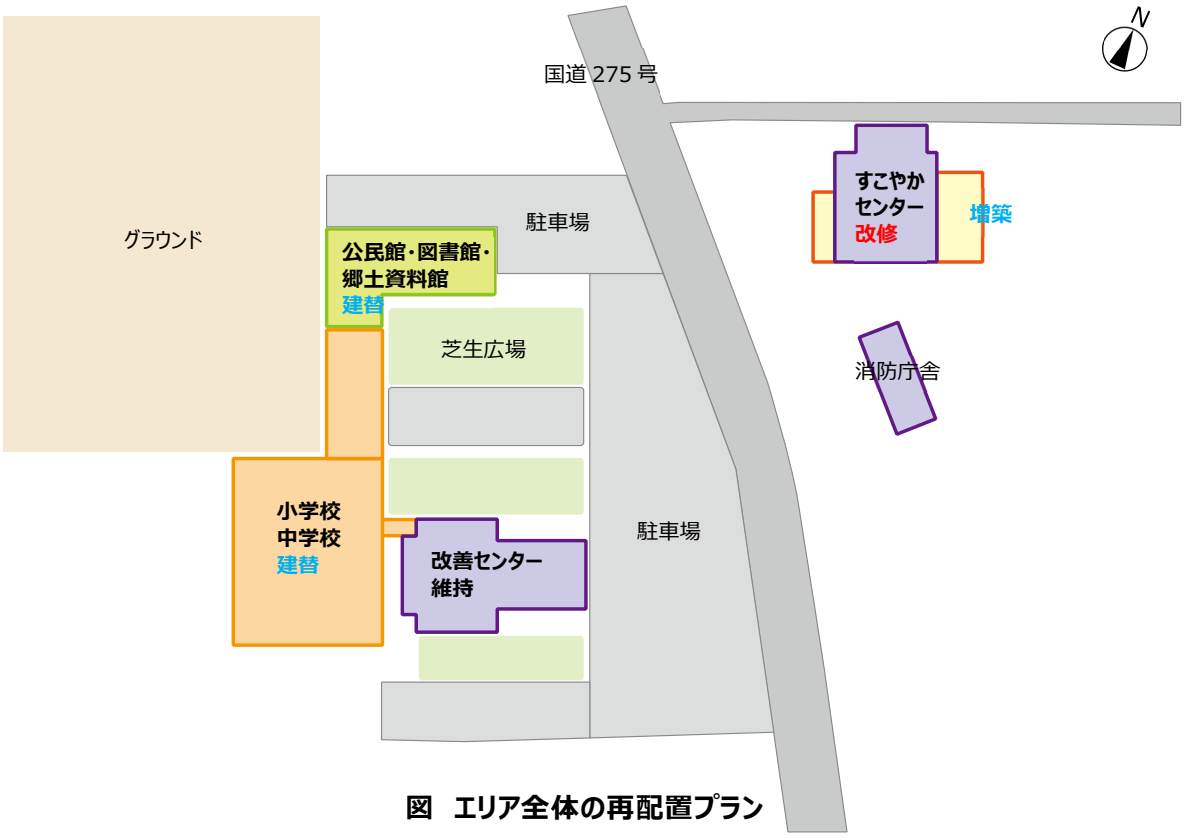

図　エリア全体の再配置プラン

4-2 整備計画

4-2-1 小中学校＋公民館・図書館・郷土資料館

（１）基本的な考え方

小中学校と公民館・図書館・郷土資料館を複合化した多目的複合交流施設の整備にあたっては、次に示す考え方を基本に検討していきます。

①町民の利便性向上と、子どもの学習環境・安全性を確保した動線計画、配置計画とする
- ・小中学校普通教室の採光や景観に配慮した配置とする
- ・農村環境改善センターの屋根からの落雪に留意し、安全性を確保した配置とする

②機能の集約化・相互利用により、施設規模・事業費を縮小する
- ・図書館と調理室の集約化（共用）
- ・学校体育館と農村環境改善センター体育館の相互利用

③小中学校、公民館・図書館・郷土資料館、農村環境改善センターの相互利用・連携を想定し、児童・生徒、施設利用者、管理者の利便性に配慮した動線計画とする

④図書館と広場がスムーズに行き来が可能な魅力ある空間を形成する

⑤仮移転を要する配置計画とはしない

表　小中学校＋公民館・図書館・郷土資料館の計画面積と建設費の変化

単位：㎡

No.	建物名・室名	① 現状面積	② 現地調査ヒアリング	③ 小中学校施設一体型	計画面積	④ 複合化	複合化した計画面積
1	真竜小学校（校舎）	2,647		-750	**1,900**	-200	**1,700**
2	真竜小学校（体育館）	751			**750**	-750	**0**
3	北竜中学校（校舎）	2,606	-100	-300	**2,200**		**2,200**
4	北竜中学校（体育館）	880			**900**		**900**
5	公民館	1,393	-30		**1,350**	-450	**900**
6	図書館	282			**300**		**300**
7	郷土資料館	250			**250**		**250**
8	農村環境改善センター	1,845			**1,845**		**1,845**
	合計	10,653	-130	-1,050	**9,495**	-1,400	**8,095**

単位：億円

建設費合計額	46.7			**40.9**		**32.7**

（２）機能配置・動線計画

・小中学校、再配置検討にあたっては、小中学校を中心に配置した計画とする
・特別教室と公民館・図書館・郷土資料館を近接配置する
・学校体育館と改善センターを近接配置する
・公民館・図書館・郷土資料館の施設内はワンフロアでフリースペースとし、開放感があり気軽に入りやすい施設とする
・国道側に面し、各施設のエントランスを設け、それぞれの駐車場からアクセスしやすい動線とする（身障者等に配慮）
・小中学校のメインエントランスまでのアプローチは緊急車両及び除雪車両の乗入れが可能となるよう、必要な幅員や転回可能スペースを確保する
・学校への給食等の搬入動線を、農村環境改善センター南側から確保する

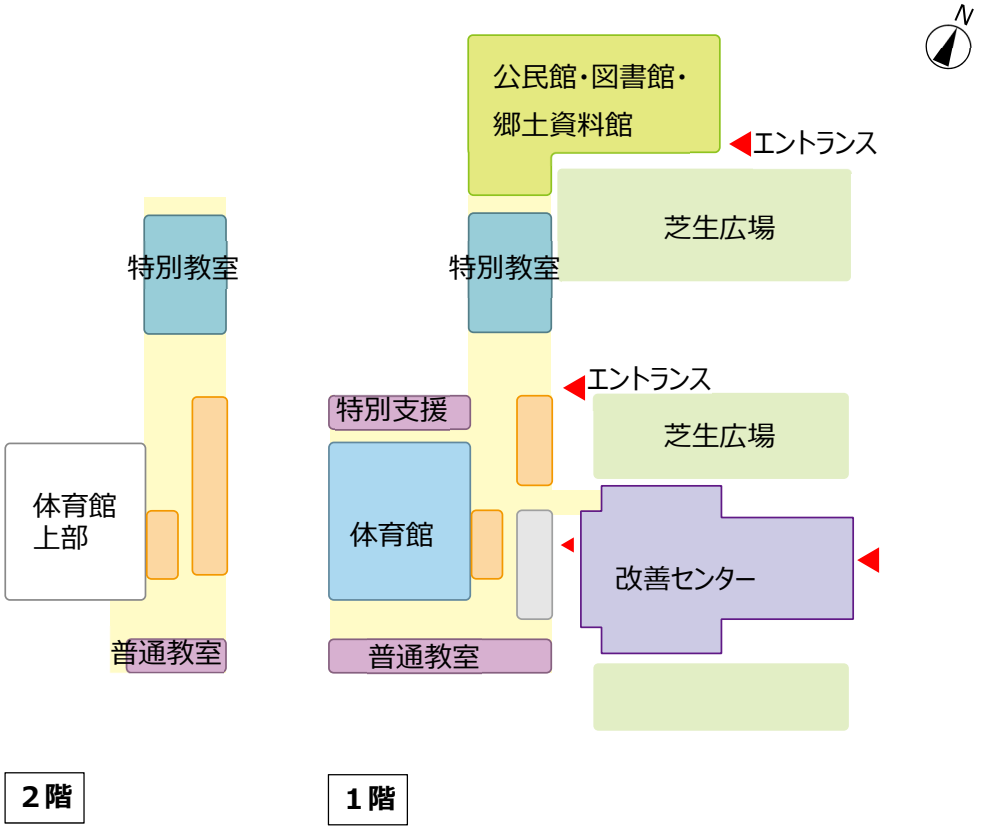

図　ゾーニングプラン

表　現在の駐車場の台数

施設名	駐車台数
真竜小学校	約 24 台
北竜中学校	約 18 台
農村環境改善センター 公民館、図書館・郷土資料館	約 74 台

（３）施設整備ステップ

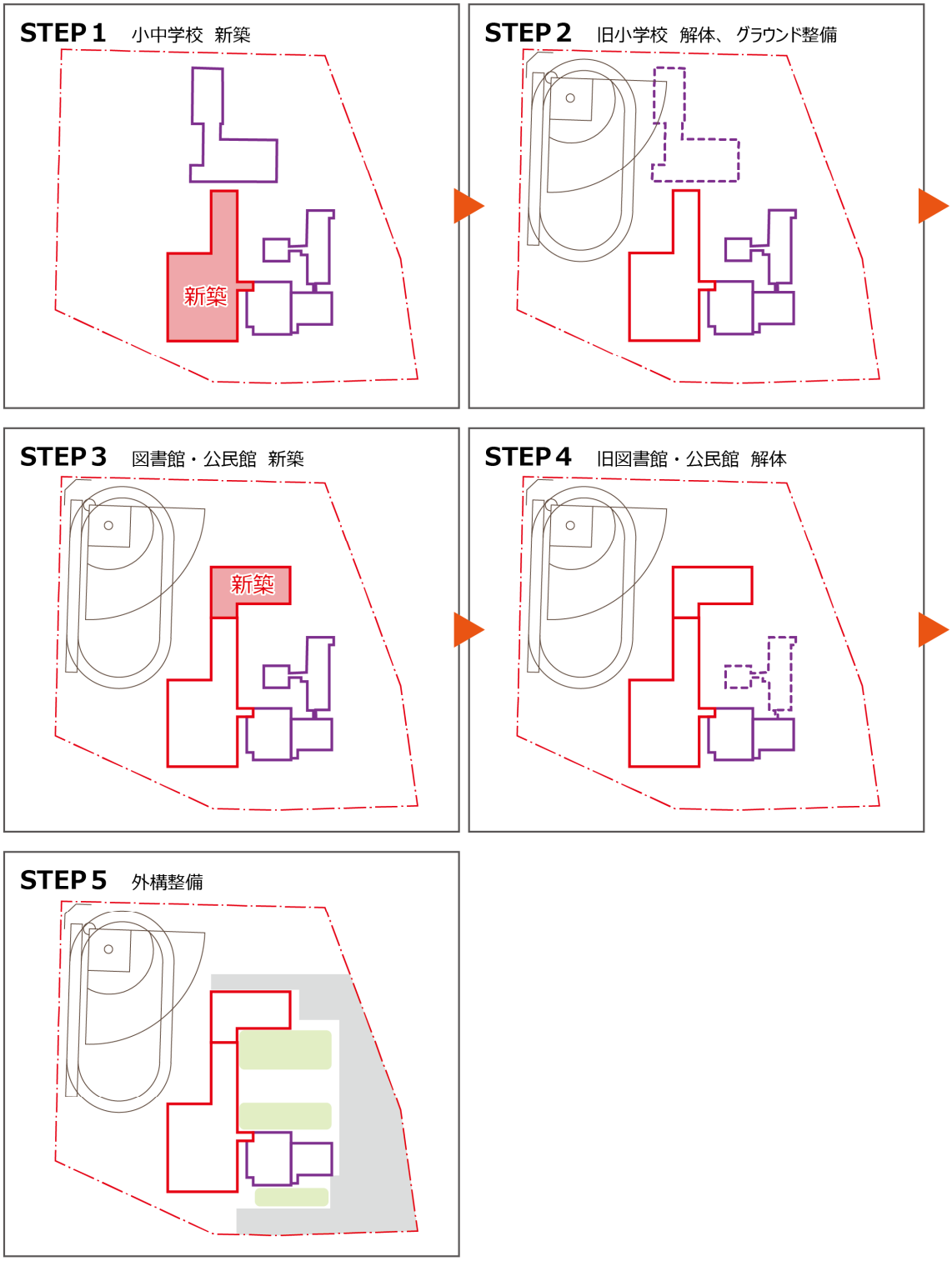

図 施設整備ステップ

（４）今後の検討課題

今後、各施設管理の方法や児童・生徒に配慮したセキュリティ対策の検討、改善センター体育館の落雪等の安全性の確保策の検討が挙げられます。

① 各施設管理

・効率的な施設管理体制・管理方法の検討が必要。

※公民館と改善センターが分離する場合、夜間・休日において管理人が 1 名増となるため、防犯カメラの設置等による１人体制での管理方法の検討が必要。

※小中学校と公民館を複合化する場合、学校と教育委員会による施設利用・管理体制・ルールづくり・連携強化を行うことが必要。

② セキュリティ対策

・学校と公民館の境界部にシャッターを設置する等、一般町民の出入りを制限するなど、セキュリティゾーンの設置の検討が必要。

※死角のない施設整備・防犯カメラの設置・職員配置場所の工夫などによるセキュリティ対策の強化。

③ 児童生徒の安全性の確保（改善センター体育館の落雪対策）

・冬期間は体育館軒先から 20m 範囲は立ち入り禁止とすることが必要。

・落雪スペース（雪山）を考慮した通学動線の確保、昇降口の位置の検討が必要。

④ 学校玄関までのアプローチ（学校玄関までの通路・距離など）

・学校校舎を東側に設置することで、適切なアプローチの確保が必要。

・冬期間における除排雪対策の検討が必要。

4-2-2 役場庁舎

（１）基本的な考え方

すこやかセンターの改修及び増築による役場庁舎の整備にあたっては、次に示す考え方を基本に検討していきます。

①町民の利便性向上、職員の業務効率化・利便性向上に配慮
②執務機能を１階にワンフロアで配置を検討
③防災拠点としての機能を強化
④再生可能エネルギーの活用や省エネ設備導入による脱炭素化を推進
⑤すこやかセンター保健機能（検診・保健事業）を改善センターに集約することで、既存スペースの有効活用を図り、増築面積を縮小
⑥すこやかセンター２階の各諸室を最大限有効活用することで増築面積を縮小
（議場は段床形式からフラット型式とする改修は事業費がかかるため想定しない）
⑦床面積規模は、総務省基準や同一規模自治体施設を参考に、適正化・効率化を図り最大限規模を縮小
⑧すこやかセンターに金融機能（北空知信用金庫）を複合化
⑨既存の合同庁舎と同様に土地改良区を合築し、専用の出入口を整備

表　役場庁舎の計画面積と建設費の変化

単位：㎡

No.	建物名・室名	① 現状面積	② 現地調査ヒアリング	③ 庁舎規模算定	**計画面積**
1	合同庁舎	1,434	-20	-544	**2,500**
	土地改良区	-			**210**
	農地・水保全管理	-			**50**
2	すこやかセンター	1,889			**－**
	合計	3,324	-20	-544	**2,760**

単位：億円

建設費　合同庁舎を現状面積で新築の場合	**18.8**
建設費　改修＋増築の場合	**7.9**

（２）機能配置・動線計画

・消防庁舎とすこやかセンターの間にある車路は確保する
・増築はすこやかセンターの西側と東側に行い、西側に金融機関とエントランス、東側に執務室や町長室・副町長室等を配置する
・エントランスに近接した位置に、町民利用の多い窓口等を配置する
・東側増築部の２階に土地改良区を配置する
・１階は、耐震壁に留意し、できるだけワンフロアとする
・2 階の委員会室は会議室として共用利用する
・防災備蓄倉庫は、すこやかセンターと連携しやすい町長車車庫の位置に配置する

図　役場庁舎周辺の配置プラン

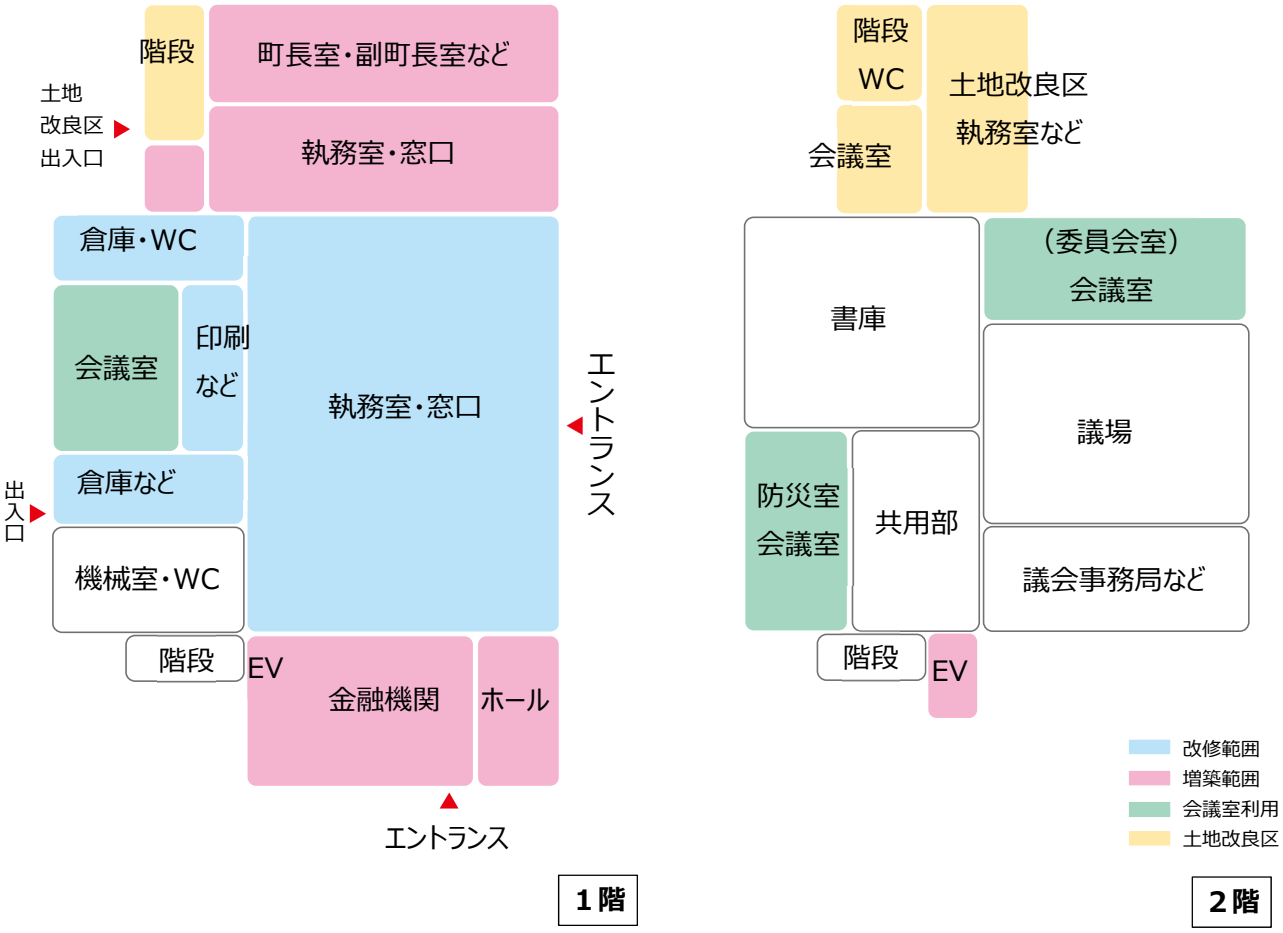
階段
町長室・副町長室など
土地
改良区
出入口
執務室・窓口
倉庫・WC
会議室
印刷
など
執務室・窓口
エントランス
出入口
倉庫など
機械室・WC
階段
EV
金融機関
ホール
エントランス
1階
階段
WC
土地改良区
執務室など
会議室
書庫
（委員会室）
会議室
議場
防災室
会議室
共用部
議会事務局など
階段
EV
改修範囲
増築範囲
会議室利用
土地改良区
2階

図　役場庁舎平面プラン

（３）施設整備ステップ

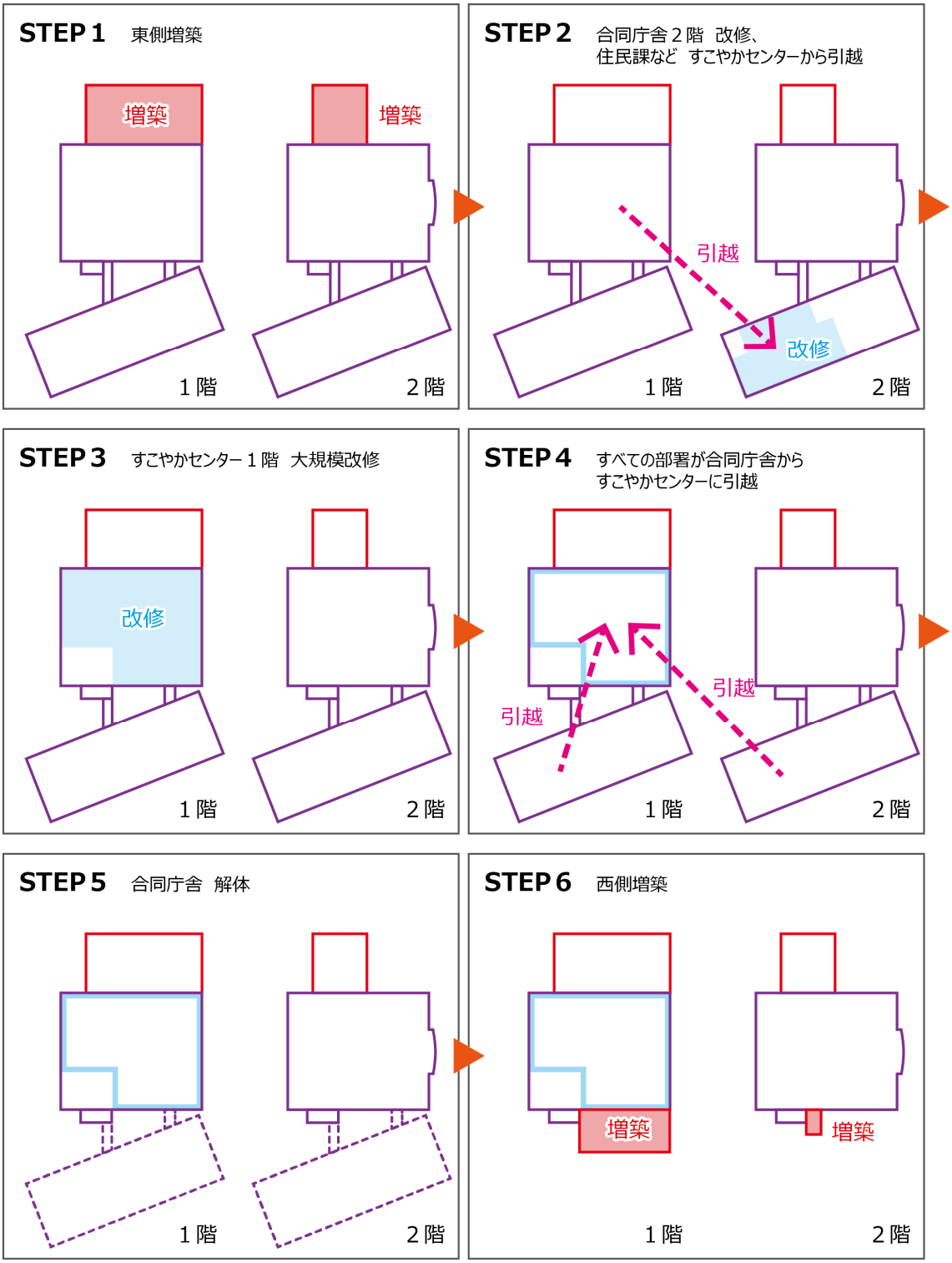

図 施設整備ステップ

4-2-3【参考】老人福祉センターの再編計画

（１）施設整備方針

老人福祉センターは、本計画の対象施設ではありませんが、公民館の大ホール機能の集約化・多機能化を図ります。

《老人福祉センターの利用状況》
①デイサービスの活動で和室・体育館を週４日程度利用
②町内会活動や地域活動で体育館を不定期で利用
（和室スペースが不足しているため体育館を利用）
③敬老会や福祉まつりなどで体育館を年１回利用
→和室スペースが不足している一方で、体育館はほとんど利用されていない

《活用にあたっての課題》
①デイサービスの活動は休止できない
②葬儀で利用する場合は、葬儀専用の諸室・和室・運動室などの確保が必要。
③駐車場の整備（拡張）が必要

《施設整備方針》
①葬儀専用諸室・和室等の増築や既存施設の一部改修による機能強化
（町内会活動、地域活動、葬儀等のセレモニー、集会等）
②駐車場の整備（拡張）
③大規模改修
※今後の制度改正や利用者の状況などを踏まえ、増築と同時実施を検討

《施設機能（機能集約・多機能化）》
①老人福祉サービスの拠点施設
②多目的集会施設
③地域のコミュニティ施設
④葬儀場

（２）機能配置

体育館と接続する位置に、約 170 ㎡の葬儀専用諸室や和室等の増築を想定します。

※公民館との諸室面積の比較
・老人福祉センター体育館：405 ㎡
⇔ 公民館大ホール：380 ㎡
・老人福祉センター和室（増築）：72 ㎡
⇔ 公民館和室 ：84 ㎡

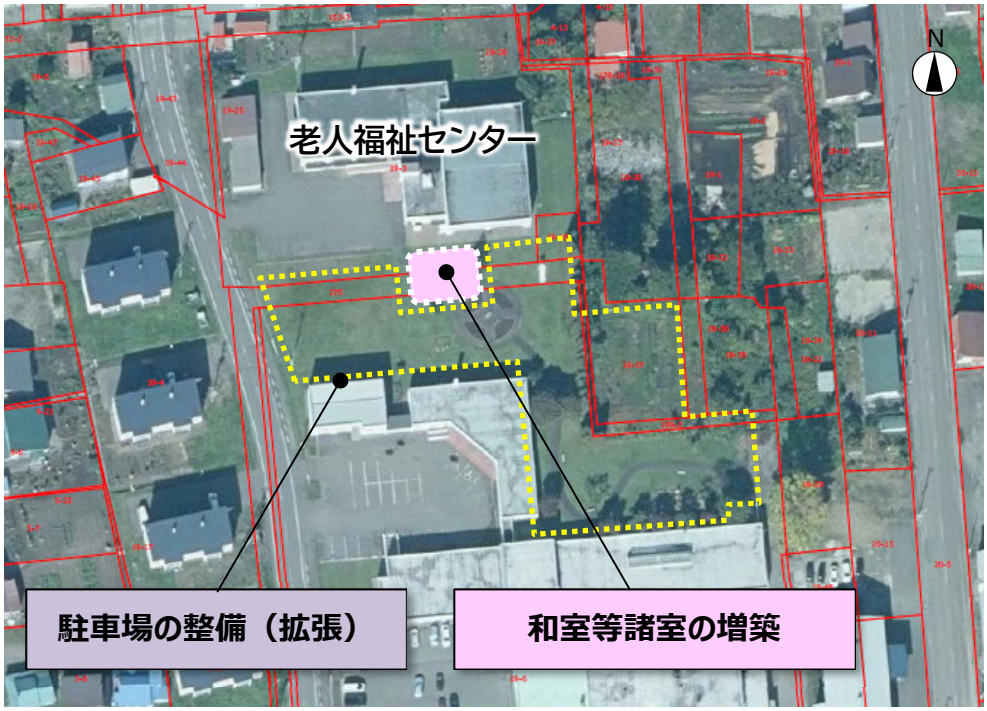

図 老人福祉センターの整備案

４-３ 跡地について

（１）真竜小学校跡地の活用

学校及び公民館等施設整備において、校長住宅や教頭住宅のほか、臨時駐車場等として利用するなど、小学校跡地を最大限活用することを検討します。

（２）北竜中学校跡地の活用

北竜中学校跡地は、ひまわりの里周辺エリアにあることから、ひまわりの里駐車場など観光施設敷地として活用することを検討します。

また、中学校解体費の財源が確保できるまでの間は、軽微な修繕を実施しながら、一定期間有効活用することも検討します。

第５章 事業計画

５-１ 事業スケジュール

本計画の実現に向けて、まずは新たな小中学校の建替を行い、令和 11 年度からの供用を目指します。既存の真竜小学校の解体後に、新たな公民館・図書館の建替を行い、令和 13 年度からの供用を目指します。

老人福祉センターの改修及び増築については令和 7～8 年、大規模改修は令和 10 年の実施を目指します。

すこやかセンターの改修については、新たな公民館に検診機能を移転後の令和 14 年度から着手することとし、最終的に令和 17 年度内から全面供用となることを目指します。

※設計期間を１年、建設期間（改修期間）を約２年、移転期間を約 3 か月、解体期間を約 3 か月で想定した場合のスケジュールです。

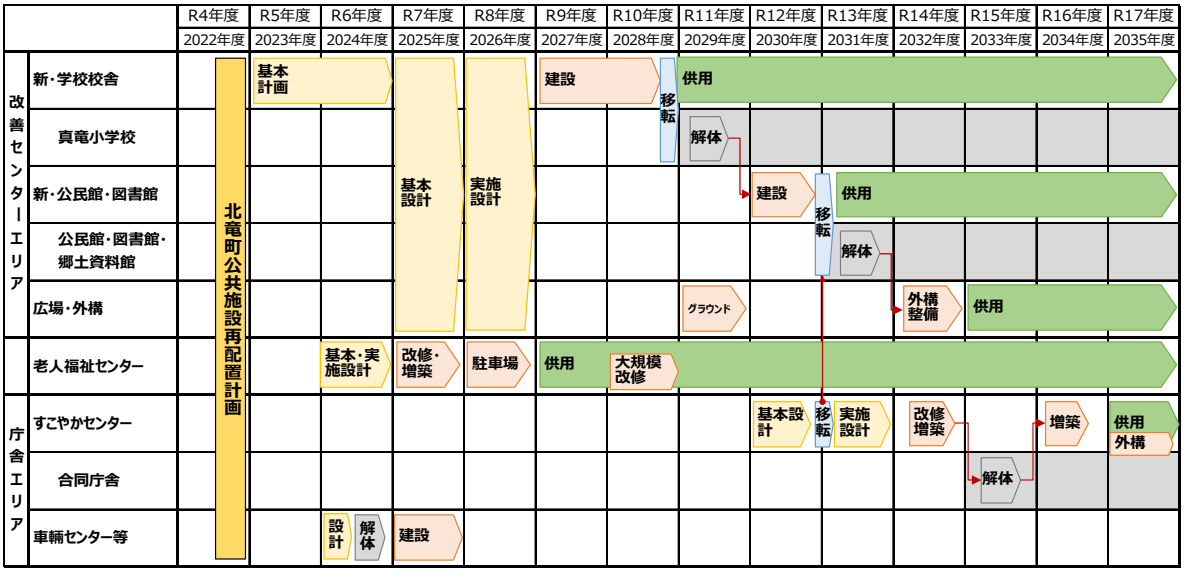

図 事業スケジュール

5-2 概算事業費

概算事業費を以下に示します。

表　概算事業費

			事業費（億円）
改善センターエリア	設計・監理（新築＋解体）	設計	1.4
		工事監理	0.4
	建設費	小中学校 校舎	19.9
		小中学校 体育館	6.0
		公民館・図書館	7.3
	外構等整備費	グラウンド	1.7
		駐車場・通路・広場・外構その他	2.1
	解体費	真竜小学校	1.6
		北竜小学校	1.6
		公民館・図書館・郷土資料館	0.9
	小　計		**42.9**
すこやかセンターエリア	設計・監理（新築＋解体）	設計	0.3
		工事監理	0.1
	建設費	すこやかセンター増築(東面)・改修	6.3
		すこやかセンター増築（西面）	1.6
		防災備蓄倉庫	0.9
		公用車車庫１・２、町長車車庫	0.2
		車輌センター・詰所	2.8
		スクールバス車庫	0.5
	外構等整備費	駐車場その他	0.1
	解体費	合同庁舎	0.7
		旧公用車車庫１・２、旧車輌センター	0.3
	小　計		**13.7**
合　計			**56.6**

※各種調査費、移転費、備品購入費等は含まれていません。
※今後の社会情勢により建設資材の高騰や人件費の上昇などにより変動する可能性があります。

5-3 財源

事業の実施にあたっては、国・道の各種補助金・交付金制度等を有効活用するとともに、将来負担に十分配慮した上で過疎債等の地方債制度を活用し、財源を確保することとします。

※想定される制度（令和４年度時点）
総務省「過疎対策事業債」、「公共施設等適正管理推進事業債」、文部科学省「公立学校施設整備費負担金」、「学校施設環境改善交付金」、環境省「レジリエンス強化型 ZEB 実証事業」、「ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業」、「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」、国土交通省「サスティナブル建築物等先導事業」、林野庁「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」など

5-4 基金の活用

事業実施年度においては、国・道補助金や過疎債の活用を前提として、過疎債借入に係る後年度元利償還金（借入額の 30%分）に対して基金充当を行い、将来負担額の軽減を図ることとします。

北竜町公共施設再配置計画（案）

令和５年１月

発　行
北　竜　町
〒078-2512　北海道雨竜郡北竜町字和 11 番地 1
TEL　0164-34-2111